

平成18年 3 月 7 日

1. 出席議員

1 番	徳 村	博 紀
2 番	伊 東	茂
3 番	福 井	正
4 番	水 頭	喜 弘
5 番	橋 爪	敏
6 番	山 口	瑞 枝
7 番	中 村	雄一郎
8 番	橋 川	宏 彰
9 番	森 田	峰 敏
10 番	北 原	慎 也
11 番	寺 山	富 子

12 番	岩 吉	泰 彦
13 番	井 手	常 道
14 番	青 木	幸 平
15 番	中 村	清
16 番	谷 口	良 隆
17 番	中 島	邦 保
18 番	吉 田	正 明
19 番	谷 川	清 太
20 番	松 尾	征 子
21 番	中 西	裕 司
22 番	小 池	幸 照

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	田 中	義 明
局 長 補 佐	坂 本	芳 正
管 理 係 長	迎	英 昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総務部	長	唐	島		稔
市民部	長	坂	本	博	昭
産業部	長	山	本	克	樹
建設環境部	長	江	頭	毅	一郎
企画課	長	北	村	建	治
総務課	長	北	村	和	博
財政課	長	藤	田	洋	一郎
市民課長兼 選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税務課	長	北御門		敏	則
福祉事務所	長	迎		和	泉
保険健康課	長	井	手	讓	二
農林水産課	長	平	石	和	弘
商工観光課	長	福	岡	俊	剛
都市建設課	長	中	川		宏
環境下水道課	長	藤	家	敏	昭
まちなみ活性課	長	松	浦		勉
水道課	長	井	手	清	治
会計課	長	森		久	幸
教育委員	長	藤	家	恒	善
教	育	小	野	利	幸
教育次長兼庶務課長		中	橋	孝	司郎
生涯学習課長兼中央公民館長		中	村	博	之
農業委員会事務局	長	一ノ瀬		健	二
監査委員		植	松	治	彦

平成18年 3 月 7 日（火）議事日程

開 議（午前10時）

日程第 1 一般質問（通告順による）

平成18年鹿島市議会 3 月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
4	11 寺 山 富 子	1.多様な働き方について 小泉内閣の官から民への流れの中、当市役所においても財政基盤強化計画の名のもと、多様な働き方が増えている。正規職員、非常勤職員、嘱託職員、臨時職員等名称が異なる働き方がある。これらの実態について質問 (1) 各々の賃金を含む雇用条件について (2) 各々の数の実態 (3) 職員の休職者は出ていないか (4) 働く環境の違いが生み出す問題点 (5) 管理者としての問題点は (6) 働く側の問題点の把握など 2.介護保険法の改正に伴う地域包括支援センターの運営方法、内容や目的について 3.北公園に遊具の充実を（12月議会に引き続き）
5	13 井 手 常 道	1.行財政改革 (1) 公用車の小型化についての考えは (2) 課の体制づくりは (3) 職員の給与について 2.児童生徒の安全パトロールについて (1) 通学路の確保は完璧か (2) 怪しげな箇所は見回り点検したのか 3.地域間との取り組みについて (1) 各自治会、組、班等への加入状況は 4.住宅リフォーム被害者の対策について (1) 被害の実態とその対応策は (2) 被害者の救済策は 5.アスベスト対策について 6.国民健康保険の改善対策について (1) 適正受診、健康管理、疾病予防への対策は (2) 医療費の実態把握と被保険者への啓発は

順番	議 員 名	質 問 要 旨
6	4 水 頭 喜 弘	1. 福祉行政 (1) 難聴者、中途失聴者の方の支援策としての耳マークの表示板の設置について 2. 宝くじ収益金の活用について 3. 環境問題 (1) 環境家計簿の導入・啓発について (2) 買い物袋持参運動について (3) 環境教育について 4. 少子化対策 (1) 子育て支援について ① 就学時前までの乳幼児医療費の無料化を ② 保育所・幼稚園費の第3子の無料化を

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（小池幸照君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。順次質問を許します。

まず、11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

おはようございます。11番寺山富子でございます。通告に基づき、一般質問をいたします。

1 点目が多様な働き方について。

小泉内閣の官から民への流れの中、当市役所におきましても、財政基盤強化計画のもと、多様な働き方がふえてきています。正規職員、臨時職員、嘱託職員などと異なる働き方があります。これらの実態、賃金、雇用条件の格差の問題、課題についてが1 点目です。

2 点目が介護保険法改正により、ことしの4 月より在宅介護支援センターにかわって、行政の責任で地域包括支援センターを創設することとされました。この包括支援センターについてが2 点目でございます。

3 点目は、北公園に遊具の充実をでございますが、この質問については、12月の一般質問に引き続いての質問でございます。

それでは、1 点目の多様な働き方についてでございます。

民営化と規制緩和、企業利益と有効性を追い求める小泉構造改革は、命と安全を脅かし、

企業モラルの著しい低下を生んでいます。現在、国会でも大きな問題になっている耐震設計偽装事件、米国産牛肉への危険部位混入、ライブドア事件の３点セットは、国民の安心・安全よりも規制緩和や市場の有効性、貿易関係などを重視してきたことに起因することです。これらの聖域なき構造改革が、格差社会をも生み、社会の二極分化をもたらしています。

国税庁の民間給与実態統計調査速報値、これは2005年９月によれば、給与所得が３,０００千円以下の層が2000年から2004年の５年間で約１６０万人もの増加をし、事業規模による所得格差も拡大傾向にあることが顕著に示されてきています。

また、家計の金融資産に対する世論調査2005年版、金融広報委員会によりますデータでは、貯蓄なし世帯の割合が過去最高の22.8%。もはや、４世帯に１世帯近くが貯蓄ゼロとなっていることが明らかにされています。これらの背景には、全就業者の３人に１人を上回るに至ったパート、派遣などの非正規雇用の増大など雇用破壊の現状もあります。

小泉首相は、格差が広がって見えるのは、高世帯の増加に起因するものとして、構造改革と格差拡大は無関係のように装っています。しかし、75%が経済格差は広がっている。これは、共同通信社の2006年１月27日の調査で答えております。

世論調査の結果からもこのように明らかなように、所得、企業規模間、地域間の格差拡大は、国民の実感であります。このような小泉内閣の官から民への流れの中、当鹿島市においても、財政基盤強化計画のもと、さらに多様な働き方がふえてきています。例えば、学校給食センターの民間委託やみどり園の民営化の方向性が打ち出されてきています。同じ市役所の中に、正規職員、臨時職員、嘱託職員など、雇用形態が異なるさまざまな働き方があります。一方、正規職員が削減され、臨時職員がそれにかわり採用されている現状でもあります。このような中、以下質問をいたします。

１点目、それぞれの雇用形態の賃金を含む雇用条件について。２点目、それぞれの雇用形態の数の実態について。３点目、職員の休職者の現状について。４点目、それぞれの職場でさまざまな雇用形態の労働者が机を並べて働きます。賃金格差や待遇の違いの中、問題、課題は生じていないかについて、まずお伺いをいたします。

１から３点目については、事前に資料をいただいておりますので、簡単にお答えをさせていただいて結構でございます。

大きな２点目でございます。介護保険法の改正に伴う地域包括支援センターの運営方法、内容や目的についてでございます。

このたびの介護保険法改正で、地域の高齢者福祉の体制が大きく変わります。改正介護保険法の施行は、ことしの４月からであります。施設、サービス、ショートステイの介護報酬の引き下げと利用する人たちの居住費、これは滞在費ですが、食費、これは調理費用に当たる部分の自己負担、デイサービス、デイケアの食費の調理費用の自己負担は、半年前の

昨年10月から前倒しをし、既に実施をされております。

本年4月より、ケアマネジャーの独立性、中立性、そして利用者本位、選択権の保障という法の目的に基づいた重要な改正が行われました。在宅介護支援センターにかわって、行政の責任で地域包括支援センターを創設することとされました。多くの在宅介護支援センターが、その本来の目的を果たすことができずに、受託法人の設置する居宅介護支援事業所による囲い込みが行われてきました。そこで、厚生労働省が、全国の在宅介護支援センターにノーの答えを出したということだと考えます。在宅介護支援センターも行政から委託された機関でしたが、今度こそは同じ轍を踏まないでいただきたいと思います。その意味も含めて、行政の責任でつくる機関とされています。

平成18年度一般会計当初予算予算参考資料によりますと、目的が介護保険法の制度改正により、高齢者の予防対策から介護サービスまで、切れ目のない、さまざまなサービス提供を行うため、地域包括支援センターを設置することとし、業務内容、人員体制、事業費が明記をなされています。改正前の在宅介護支援センターと改正後の地域包括支援センターがどのように違うのか、またどのように変わっていくのか、御説明をまずお伺いをいたします。

次に、北公園に遊具の設置をし、公園の充実をについて質問をいたします。この質問は、昨年12月定例会でも一般質問に取り上げております引き続いての質問であります。

北公園がオープンをし5年、鹿島のまちの中心に位置している北公園をより充実をし、より楽しい公園にと思つての質問でございます。

テニスコート、夏には幼児のためのじゃぶじゃぶ池、グラウンドゴルフなど、市民の人気を集めている総合施設であります。この公園の一角に、憩いの森広場があり、現在四つの遊具が置いてあります。ここにもう一つでも遊具をというささやかな願いでございます。公園を現在利用している方々の切なる願いであります。遊具のパラダイスみたいにしてほしいではありません。現在あるものでは、数では四つであります。中身的に見れば、ブランコと滑り台が利用できるという状況であります。子供たちが安心して遊べる公園であるこの北公園に、遊具の充実を図り、子供たちの成長を応援していただきたいということでございます。西牟田区としても、区の中にあるこの公園を、もう少し充実したものになりたい、楽しい空間にしたいということで、この北公園に遊具を増設するために、何らかの手だてをしていきたいと考えられている昨今でございます。

昨年12月12日に、北公園に遊具の増設をし、公園の充実をという趣旨で陳情が出されております。陳情書には、西牟田区の役員、市民を初め、ほかの地区の役員及び市民の方々も名前を連ねておられます。市内それぞれ地区の総会等が間もなく開かれることになっています。区の考え方などを示し、了承をいただくのが総会であることを考えますと、この問題を少し整理しておく必要があるということでございます。この辺の事情を御理解いただき、今後どのように取り計らっていかれるのか、お考えをお伺いしたいと思います。

これで1回目終わります。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

寺山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、臨時職員、嘱託職員の雇用についての御質問でございました。

従前は、これは高度経済成長時のときですけど、正職員の数も結構たくさんおりました。また、補助事業がたくさんありまして、この補助事業の実施に当たっては事務費がつきまして、その事務費の中に賃金が含まれて臨時職員の数も結構多かったわけですけど、最近では、正職員の減少とともに、嘱託職員がふえてきたということ。また、バブルの崩壊によりまして、臨時職員も減少している状況にあります。また、その臨時職員につきましても、先ほど言われましたように、パート的な勤務の臨時職員もたくさんふえてきております。

数の実態なんですけど、臨時職員について申し上げますけど、臨時職員も4パターン程度の雇用があります。1日8時間の週5日勤務ということで、1週間に40時間は働いてもらう雇用の方、これは産前産後休暇、また育児休暇、病気休暇、また長期的な事業の実施に当たって、雇用をしている臨時職員でございます。

二つ目が、週40時間の勤務であっても、短期的な雇用ということで、選挙事務、統計調査事務とか求職者の代替で来ていただく臨時職員の数でございます。

三つ目が、1日8時間の労働であるが、週5日未満の勤務ということで、週に40時間を満たない勤務ということですね、これをパート的な勤務と位置づけております。この雇用をする場合は、給食センターの米飯給食時とか図書館勤務とか文化財の発掘調査事務等に、こういうパート的な雇用勤務をしていただいております。

4点目が、1日8時間未満の勤務ということで、1日当たり二、三時間の勤務をしていただくことがあります。この事業につきましては、放課後の児童クラブの指導員とか延長学童保育事業にかかっている指導員の皆様、また、健康相談時に看護師さんを雇用いたしますけど、その方等が1日二、三時間の勤務ということになります。

臨時職員の賃金につきましては、事務的な賃金といたしまして、月額6,350円を17年度は支給をいたしております。これが、看護師さんみたいな専門職になりますと、6,650円ということになっておりまして、ボーナスとか退職手当等はございません。

また、社会保険、厚生年金の加入状況ですけど、週30時間を働いていただく方で、雇用期間が2カ月以上の方につきましては、社会保険に加入することができます。

また、年休につきましても、1日8時間、週5時間勤務ということで、その方につきましては、4カ月に1日、年休を付与いたしております。

雇用の期間ですけど、週4時間の雇用をする方につきましては、4カ月を基本に1回の

更新ができるということで、年8カ月間の雇用をいたしております。週40時間に満たない勤務者につきましては、1年間の雇用ということになっております。

また、この臨時職員のほかに、教育委員会関係で多いわけですが、非常勤の嘱託職員を雇用いたしております。17年度につきましては、51名ということで雇用をいたしておりますけど、主に学校関係、地区の公民館関係ですね、雇用をいたしている状況でございます。この方たちの勤務時間につきましては、週30時間の勤務時間となっております、先ほど申し上げましたように、原則は1年間の雇用ということで、再雇用もあり得るということにいたしておるものでございます。この方たちの報酬でございますけど、月額160千円から170千円程度を報酬として支払っておるところでございます。

休職者の状況ですけど、休職扱いになりますのは、病気休暇が90日を超えますと休職扱いになるわけですけど、平成15年度が1名、これは職員ですけど、平成16年度が3名、平成17年度が2名でありまして、数といいますと4名が休職扱いになったということでございます。

問題点といたしましては、各部署によりまして、先ほど寺山議員が申されましたように、雇用条件、勤務時間等が違ってございますけど、それぞれの職場で住民サービス低下を来さないという目的のもとに各職員、これは臨時職員、嘱託職員含めまして、協力をし合って、各勤務時間の割り振りをそれぞれで、職場で行いまして、早出、遅出の当番等を行いまして、各調整をしながら、サービス低下を来さないように各部署で頑張っていただいておりますという状況でございます。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

寺山議員の地域包括支援センターと現在設置いたしております地域型在宅介護支援センターの件についてお答えいたします。

本年4月から、地域包括支援センターを設置することになりますが、設置の目的は、高齢者が住みなれた地域で、尊厳ある、その人らしい生活を継続することができるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から、高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまでさまざまなサービスを、高齢者の変化に応じて切れ目なく提供することが必要であります。このため、地域の高齢者の心身の健康維持、保険福祉医療の向上、生活の安定のために、必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として地域包括支援センターを設置するものであります。

現在、3カ所に委託を行っております地域型在宅介護支援センターにつきましては、平成18年度から国庫補助事業が廃止されるため、現行の運営方法ではすべて一般財源化されますので、4月以降は廃止することといたしております。ただ、これまで培ってきた、地域での訪問相談業務及び支援センターとしてのノウハウを生かすために、4月から設置いたします

地域包括支援センターで取り組みたいと考えております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

私の方からは、寺山議員の北公園に遊具の充実をという御質問にお答えいたします。

議員から先ほど御紹介がありましたように、昨年の12月に西牟田区の区長さんを初め、数名の区長さん、民生委員さん、そして議員など45名の方々の連名で、北公園の遊具の増設をし、公園の充実をという陳情書が提出されましたことや、寺山議員の12月での一般質問を受けまして検討を行ったところでございます。その検討の中では、現時点での単独費での増設は難しいため、ほかの財源はないか調べました。しかし、適当な財源を見つけることができなかったところでございます。そのことや、ほかの公園でも増設の要望もあっております。また、老朽化のため、そろそろ更新の時期が来ている公園の遊具もあり、それらの更新を優先する必要もあることなどから、継続して検討はしていく考えでございますが、現時点での北公園の遊具の増設は、申しわけございませんが、難しいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

はい、ありがとうございました。

1点目の多様な働き方について、またお伺いをさせていただきたいと思います。

この問題を取り上げたということには、一つとしてデフレの影響で、正社員がリストラをされ、非正社員がふえている。また、そのことにより、低所得世帯がふえ、格差がますます拡大をしてきている。このような状況を見ての質問になります。

かつて、パートや契約社員は、圧倒的に女性が多かったわけです。しかし、今や労働の非正規化は、男性も、また若年層ものみ込んで進行をしてきています。そして、若者から格差社会が始まって、格差が定着した社会になるだろうというふうな懸念がなされています。パートタイマーも臨時職員、また契約社員もみんな同じ労働者です。同じ労働者であるのに、正規社員、また正規職員ですね、違って当たり前とされてきています。市役所を取り巻く雇用形態においても、今まで示されたように格差があります。

最近の佐賀新聞に請負労働者の記事がありました。二十でも30歳を超えても月収が200千円だ。今の雇用形態、とりわけ請負労働がここでは記事になっておりますが、請負労働として働く限り、年収は何歳になってもずっと2,000千円を超えることはない。長く働いてい

でも昇給しないというふうな悩み等が書いてありました。パートやこのような請負労働者はいつ切られるか怖く、時給や日給を上げてくれとか、休みが欲しいとか言えないのが現実です。自治体の場合、民間とは違うところもあるんでしょうが、働いている賃金で生活していくということには変わりはありません。

小泉政権の改革路線というものは、医療制度改革で自己負担の引き上げ、また公務員の人件費改革など、国民生活に直接かかわった分野のサービス破壊に、今後ますます取り組もうとしています。公共部門の圧縮や民営化、このことこそが経済活性化をもたらすという論理であるようです。その結果、もたらされたものが日本の格差社会を生み出してきています。社会基盤の脆弱化、社会の不安定化をつくり出しています。そういう中で、若者の雇用安定が弱まり、雇用の多様化が深刻化をし、勝ち組、負け組とも言われる日本の格差社会をつくり出してきています。安心して暮らせる鹿島、人が輝く鹿島というものをつくり上げる上で大切なものは、格差の小さい暮らしでもあります。以上の状況を踏まえ、次のことをお伺いいたします。

鹿島市内においても、雇用をする場合、賃金の目安として市役所の賃金、また市役所の臨時の賃金を参考にする事業所などが数多く見られます。私は、自治体職場というものは、ある意味地域のお手本であるべきというふうに考えます。雇用労働状況の改善、賃金については、こういう自治体職場では思い切った努力をするのも、自治体のなすべき役割というふうにも考えます。これについて市長のお考えをお伺いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

私の方からお答えをいたします。

市役所の賃金が、市内の事業所においては参考になっているというお話でございました。このことにつきましては、臨時職員の賃金に限らず、正職員の給与につきましても、昔は参考になっていたということをお聞きをいたしております。

先ほどの1回目の答弁でお答えをいたしましたように、賃金 6,350円でございますけど、これは従前から職員の給与をベースとした人事院勧告に基づきまして、その動向によりまして、臨時職員の賃金も確定をいたしておるところでございます。また、その確定に当たりましては、近郊の町と市との状況を踏まえながら、参考にしながら決定をしてきている状況でありまして、この賃金が特に高いとか低いとかいうことは考えておりませんが、今までの賃金を決めてきた経過がありますので、この賃金について高くするとかいうことは現在のところ考えておりませんし、また下げることも考えておりません。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

高い低いということよりも、これで生活がどのような状況でできるのかというものが私は大切だというふうに考えています。そこでお伺いをいたしますが、現在のところ、1日6,650円というふうな計算でいたしまして、これを週5日ということを経算したら、大体平均が22日、皆勤で働いていくわけですね。この計算をしたら、6,650掛け22日で146,300円になるわけです。全日程働いて150千円弱の賃金を得ることになります。また、週4回以下ということになりますと、やはり月収が100千円前後になるんじゃないかというふうに考えます。

この賃金で、ここの中からいろんなものを差し引かれたりして、生活の、暮らしの糧になるお金になっていくわけなんですけど、このような金額で普通ですね、働いている場所があるからいいじゃないかという考え方もありますが、ここだけ見ても、やはり賃金というものが生活をする、6,650円ですか、賃金が安い低いという段階で見るとはなくて、これで生活ができるかというところで、やはりこういうふうな賃金というものは考えていけないといけないわけなんですけど、このことを見たときに、今の状況を見ていたら、長くて——長くて——といえますか、8カ月、または1年。また、更新もあり得るということなんですけど、この辺についてお伺いをしたいと思いますが、更新がなされる場合、1年、2年となされた場合の経験というものは全く加味されないで、同じ賃金で何年も働くというふうにこれはなっていると思いますが、その辺を確認させていただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

更新ということで御質問がありましたけど、原則1年を雇用として更新をあり得る制度は、非常勤の嘱託職員に係る制度でございます。主に、教育委員会関係で雇用している職員がそういう条件に当てはまるわけですけど、原則1年間を勤務成績優良で勤務をしたら再雇用もあり得るということで、現在のところ、最長は6年間といたしております。しかし、今制度の見直しをいたしております、嘱託職員から臨時職員への移行をしている時期でもあります。勤務成績が優良であったら、再雇用もあり得るということで、その場合は最長を6年とするということで、現在のところ嘱託職員を雇用している状況でございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

ちょっと私の質問がもう一つだったんですけど、最高が6年間ですね。そして、賃金というものは、何年そこに働いても全く同じ6,650円。例えば、決められた金額が1年、2年、3年たってもその金額になるのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

非常勤嘱託職員につきましては、日額じゃなくて報酬は月額なんです。先ほど申し上げましたように、165千円から173,500円の範囲内で支給をしている、それは仕事の内容で違ってまいります。この額につきましては、職員同様に、人事院勧告に基づきまして、職員の給与改定等があった場合は上下するものでございます。変動をさせております。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

とりあえず私が言いたかったのは、何年勤めてもいろんな経験を重ねても、経験等はまた加味をされない賃金形態ですよ、ということをちょっと確認をしたかったわけです。

私は、臨職とか、こういうふうな嘱託職員さんですね、いろんな経験を持ち、そして、いろんな効果、成果をもたらし、またやる気を持って働いてくださっているというふうに思います。ですが、そういうふうなものがこの金額には何ら反映とか、評価するというものが全くないので、少しはしてもいいんじゃないかというふうに私は考えるところですが、今のお考え等によりますと、人勧等でやはりそういうふうなものはやって、全くじゃないんですけど、人勧のその年々によって上下をするくらいの賃金の違いといいますか、そういうふう考えたわけなんです、それでよろしいんですかね。——はい。

ということで、その辺から言って、今後こういうふうな形態で臨職、または嘱託職員、そういうふうな方が決められていくと思います。

ところで、今回、財政基盤強化計画の中で、みどり園とか学校給食センターがいろんな形で働くところが、民間委託の方向だったりになって今後は正職員を雇うのではなく、臨時職員とかそういう方々にかわっていく方向性が出されています。そういうときの賃金も、やはりこういう形態となるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

財政基盤強化計画に基づくみどり園と、それから給食センターの扱いでございますが、原則的に、今議員がおっしゃったような形態でやっていくようなことで考えております。臨時職員は、現行の臨時職員を前提に考えるようにいたしております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

今の御答弁からしますと、そういうふうになっていく方向だということですが、私もそういうふうに理解をした上での今回の質問になったわけです。というのは、このような働き方が、同じ仕事をする中で、賃金とかいろんな雇用労働条件が違う、そういうことが私は果たしていいのかなという心配があるわけです。そして、そういうふうな働き方がふえる鹿島市をつくること自体に、大きな問題が生じてくるのではないかというふうに思います。数少ない人員であるかもわかりませんが、そのことがもたらす影響というもの大きいものがあるし、心配をしていくわけです。というのは、そこに働く方が、片や一方は正職員、片や一方は臨時職員、そういう中でほぼ同じ仕事をやっていくわけですね。ですが、そこに報酬としてもらうのは大きく違ってくると。一年一年上がっていきばいいんですが、全く、1年働いても、2年働いても経験、またはいろんなやる気が、経験があってもそれが評価されないし、評価されるということは、やはりもらう賃金に反映するというのが評価に働く上ではなりませんので、そのことが反映をしないし、評価されないの、やる気等がうせていくんじゃないかと。決してうせられないと思いますが、普通思います。働いている方が、やる気がなくなったとおっしゃっているわけではありませんが、私の考えるところでは、やはりそういうふうなものが、大きな職場の原因となるということが一つあります。

それから、鹿島市全体の税収という面を考えたときに、税金をきちんと払うだけの賃金を得て、そして、それを鹿島の市税として納め、その納めた税金でもって市内のいろんなサービスが循環をしていくと。ということは、自分たちの身の回りの者が裕福になって、そして、その得たお金で地域経済にも寄与できると。やはり、こういうような賃金というものは循環をしていると思いますので、この循環が断ち切られる形になったら、鹿島市の未来といいますか――にやはり変わっていくんじゃないかなと、悪い方向にですね。そして、ひいては、これがやはり事業所、企業等は、こういう市役所の賃金形態とか、そういうふうなものを目安にしているところがたくさんございますので、そういうところにも悪い影響を波及していき、全体的に鹿島市の経済の沈滞につながっていくし、労働者の皆さんの得る月収、総収入というものがだんだん切り下げられていってしまうと。何か悪い方に悪い方に私言っておりますが、そういうようなことを懸念をしますので、こういうふうな賃金体系というものが、今のままですと、臨時職員はなかなか賃金が上がらない中で働いていくと。そのことを少しは考え直すことも必要じゃないかなと。早い時期で考え直さないと、これがスタートしてしまつたらなかなか難しいので、今の時期にもう少し考えていくべきところもあるんじゃないかというふうに私はスタートする時点で考えるものでありますが、全く考える余地というものが無いのか、もう少し慎重に検討をした賃金体制等に考えられるお気持ちはないのか、まずその辺をお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

議員の御質問の趣旨からいたしますと、市役所はすべて正規の職員でやれという意味にも受けとれておりますけれども、もしこれがすべて正規の職員でやった場合、市役所に対する批判はこれは免れないものと考えております。できるだけ最小限の経費、人員でこれを実行することこそ、市民が求められている我々への負託というようなことも考えられます。それで、本来ならば、それは市役所の業務すべてを正規の職員とするのが一番よいことでしょうけれども、そうはいかないという理由。これは一方に厳然としてあるべき事実だと考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

何か一気に正職員化というふうに持っていかれたんですが、私は経験等、またはいろんな資格等を加味した賃金形態をつくれるんじゃないかということを言っておりますので、正職員化にできないことを前提に、私は百歩譲って質問をしている気持ちでございます。これを正職員化に戻すとか、そういうことを私はしたいわけなんです、百歩譲ってそういうふうな方向を、臨職は臨職だと、ひいてはこれが民営化になったといたしたら、そのままを引き継いだ民間の経営者が、やはり安い賃金でその方を——方々といいますか、その方に限らず、新しい方になるかもわかりませんが、雇用をすることも考えられるわけですね。だから、今の状態から一步進んだ形での雇用のあり方も考えられるのではないかというふうに私は言っておりますので、その辺について考えることを今すべきじゃないかというふうなことを私はお聞きをしているところです。正職員化ではなくて、もう一步進んだ形の、全くですよ、同じ賃金が全く上がらないし、臨時職員というものは。ですが、経験とか、いろんなものを加味した中での賃金形態、民間というものにはあるわけですね。ですが、この民間以下の方法で雇うということになりますので、その辺の希望、またはやる気等を加味した賃金形態も可能ではないかというふうに考えての質問です。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

ただいまの御質問の臨時職員さんのやる気というようなことでございますが、臨時職員さんは文字通り臨時でございまして、正規の職員さん、これと同等の仕事をしていただくということは頭から想定をいたしておりません。それで、賃金も、経験の年数、こういったことは考慮したものにはなっておりません。そして、臨時職員さんだけに限って言えば、1年が

限度というようなこともございますので、そこで前歴、それから能力、それを評価するというような仕組みにはなっておりませんし、今後ちょっとそれを考えていくというのも難しいんじゃないかならうかと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

ちょっととりわけ私が今言っているのは、みどり園と給食センターの今後変わる形態で質問をさせていただいているつもりです。というのは、みどり園とか学校給食センターを今後民間への移行とか民営化という方向性を出されている中で、募集等によりますと、臨時職員という形で募集がなされていく、そのようになっているように思います。というのは、臨時職員でしかできない仕事をさせているんだと、だから臨時職員の賃金でいいというふうな言葉だったんですが、同じように子供たちを預かったり、給食をつくったりするということに仕事の何か差があるのかなとちょっと私はわかりませんが、そういうような形の質問ですので、なかなかこの辺については難しい、私の気持ちに通じていないようですが、私の言っていることは、そういうふうになら募集をされるわけですね。されていますよね。そういうふうなときに、臨時職員は臨時職員の仕事というふうに位置づけられましたが、私はそうではないというふうな考えての質問でありましたので、そういうところを言っているということでございます。

それから、もうこれはなかなか折り合いませんで、次の質問に行きたいと思います。

それから、今回のこのような臨時職員等についての賃金等を決めるときには、人事院勧告を、これを影響するというふうな形をおっしゃいました。私は、格差は正という形では、人事院勧告が下げるというときに、やはりこういうふうな方々の賃金も下げられておりますが、できたら格差を是正するということで、やはり何とか近づけるという意味で、人事院勧告をそのまま私は反映する必要があるのかなと、下げるときですよ。そういうふうなときは、やっぱり下げられていますが、その辺について、臨時職員にもそれを用いるというふうな方向性を出されましたが、このことについては考える余地があるのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

人事院勧告に基づいて職員の給与が変動するということでございます。この人事院勧告は、民間の給与の動向によりまして決定されるものでありまして、臨時職員の賃金もその民間に準じて変動するというところで採用しているものでございます。

先ほど寺山議員の御質問の中で、どこか、みどり園か給食センターが募集をしているというような御質問がありましたけど、そのことにつきましては、給食センターの配送車の運転手の募集のことでしょうか、お伺いしたいと思いますけど。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

募集というのは、ちょっと私が市報で見たときのことでございますが、きちんと覚えていない中で申し上げて本当に恐縮なんですけど、今後もみどり園とか学校給食センター、それぞれ募集されるときに、このような形で、多分臨職という形で募集をされるというふうに、これは確認ができたわけですね。それで、そういうときに、同じ仕事をする方と私は思っているわけですね。保育士さんとか、または給食をつくる調理師さんですね。そういうような形で同じを仕事をするのに、臨職とか、仕事の内容等に責任感の上下等があると思いますが、内容としてはやはり変わらないというふうに考えましたので、その辺を言っていたつもりです。

それから、このような形で私が質問をしていますけど、臨時職員さんという形と、また社会一般にこのごろ使われている言葉に契約社員ですか、職員とかですね。そういうふうな名称もありますが、この臨時職員というあいまいな言葉のように、私はいつでも切れるような感じがするわけですね。何月から何月までというふうな。名前としては契約職員でもいいんじゃないかなという気持ちがしていますが、その辺の中身、言葉でどういうふうに違うのか、私よくわかりませんが、その辺についての考え方等ありましたら、お聞かせください。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

鹿島市におきましては、契約職員という職員は採用をいたしておりません。近郊の自治体には採用している自治体もございます。

この契約職員の位置づけですけど、契約ですから、この業務の目的を達成してもらえればそれでいいというような内容の契約でございます。ということですので、勤務時間とか、そういうものは一切ございません。

また、費用につきましても、通常の臨時職員につきましては賃金という品目、また、嘱託職員につきましては、報酬という費目で支出をいたしますけれども、契約職員につきましては、委託料で支払うというものでございまして、ある事業目的のために、自分の家でされてもよろしいでしょうし、まあ、市役所のどこかで勤務されても結構でしょうし、いろんな制約がないということで、臨時職員と委託職員の差はあると思います。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

最近では、各企業等も契約社員みたいな形で中身的には同じ仕事をしていて、1年の雇用でまた次の契約をして働くと。専門性がなくても、そういうふうな働き方というものがとられている企業が鹿島市内でも多いですね。そういう意味でちょっと聞いたんですが、自治体の中の契約職員というのは、また全く違うふうにとらえていいわけですね。

次に移りますが、ちょっとここを見た限りにおいて、通勤手当というものは働く上において、非常にこれはだれでも通勤するための手段というものがありますが、この辺について何か出されているのか、全くないのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

臨時職員、嘱託職員に対します通勤手当は支給をいたしておりません。職員につきましては、条例事項でございますので、条例で通勤手当を支給するをいたしておりますので、支給をいたしておりますけど、臨時職員、嘱託職員につきましては、支給をいたしておりません。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

私は、ぜひ多額の予算がかかるわけではないと思いますので、必要な方には今後検討をしていってほしいと、これは要望をしておきたいと思います。

私が今回、この件について特別にとらえたというのは、やはり今の時代、本当に働く上での格差というものが大きくなってきていると。そして、この格差というものが若者の方に定着をしてしまっているような感がありましたので、こういうところから何とか脱皮できないものかというところを取り上げてみました。そして、さまざまな働き方というのがこの鹿島市役所内においても、今後大きくふえてくるんじゃないかというふうに私が心配しましたので、そういうところの働き方というものについても、ぜひ真剣に考えて、取り組んでいってほしいということでございます。

次に、地域包括支援センターについて質問を移りたいと思います。

今回、鹿島においても、地域包括支援センターというものが、この自治体の直営において実施されるということになりました。全県的に直営という形が1カ所は必ず、資料を見ておりますとできるということで、佐賀県はこのことについて真剣に考えている一つの例じゃないかなというふうに安心をしています。

このケアマネジメントの囲い込みというものが横行していた現状から、地域包括支援センターに、主任介護支援専門員が配置をされることになったわけです。スーパーバイザー、

これは主任介護支援専門員ですが、これは管理者との意味も持っているということですので、担当地域におけるケアマネジメントの質を管理していくということにもなっていると思いますが、この主任介護支援専門員というものはどのような役割を具体的に果たしていくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

お答えいたします。

鹿島市においては、日常生活圏域を1カ所として、地域包括支援センターも1カ所と決めてあります。この主任ケアマネジャーは、全域を担当することになります。

主任ケアマネジャーの主な業務につきましては、高齢者の状態の変化に対応した長期、継続的なケアマネジメントの後方支援を行う、包括的、継続的ケアマネジメントの支援業務ということで、主には民間のケアマネジャーをサポートするという業務を行うものであります。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

これから、地域包括支援センターと人員配置等の表をいただきましたんですが、そこに従事されるようになっている予定者と人員配置の内訳、そして、それらに対して今後どういふ研修が予定されているのか、お伺いをいたします。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、ケアマネジャーの3職種が必置となっております。鹿島市では、保健師を1名、社会福祉士を3名、主任ケアマネジャーを1名配置いたします。

保健師の業務につきましては、現在補助を受けて、介護予防地域支えあい事業を行っておりますが、これが18年度からは地域包括支援センターに移行しますので、その介護予防事業や、それから新たに新設になります新予防給付に関する介護予防のケアマネジメント業務を行います。

社会福祉士は、多様なネットワークを活用した地域高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援業務、それから権利擁護の業務を行います。

主任ケアマネジャーは、先ほど業務につきましては答弁したとおりでございます。

それから、職員の研修についてということですが、従事予定者の研修につきましては、昨年からは保健師、社会福祉士、ケアマネジャーの職種ごとに県や介護保険事業所主催で

行われております。また、新予防教育のケアプラン作成等の研修も実施されているところであります。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

はい、ありがとうございました。

従来、居宅介護支援事業所として人数だけで管理をされてきたケアマネジャーも、二重登録制、居宅介護支援事業所と介護支援専門員の所属、登録ということが今後採用されるというふうに思いますが、個々のケアマネジャーのケアマネジメントが目に見えるようになるというふうに言われています。このことによって、ケアマネジャーが、所属事業所の管理を受けずに、独立したケアマネジメントが行えるようになると言われていますが、ケアマネジャーの独立性、中立性の立場を明確に保障されるという考えに大きく期待をしているというふうに私や多くの方が思います。このようなケアマネジャーの独立性とか中立性の確保ということについて、これが本当に守っていけるというふうに確信がえられるのかどうか、この辺大切ですのでお答えをいただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

今回の介護保険法の改正で、ケアマネの専門性の確立とマネジメント機関の見直しがっております。研修の義務化、体系化、それから2点目は、先ほどありました二重指定制度の導入、それから資格の更新制の導入ですね。それから、先ほどからっております主任介護支援専門員、主任ケアマネジャーの創設であります。

また、独立性、中立性の確保という観点から、標準の担当件数が現行50名であります、今後、この適切なマネジメントを確実に実行できる人数に見直しがなされます。

それから、他職種、いわゆる主治医等との連携。それから、ケアマネジメントプロセスに応じた報酬体系、有能なケアマネが評価される報酬体系となります。さらには、不正なケアマネに対する対策強化といたしまして、責務規定の整備とか名義貸しの禁止、それから信用失墜行為の禁止、それから守秘義務の明確化、それから業務の停止命令、研修の受講命令等が義務づけられたところであります。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

今回、この地域包括支援センターというものは、何でこういうふうに設置されるようになったかといいますと、最初に申しましたように、囲い込みというものがなされていて、

非常に不当なやり方で事業がなされていることもあったということでもあります。特定事業者にサービスが偏っていたということも指摘されています。今後、国保連では、法に定められた特定事業者にサービスが偏っていないかというこのような内容を判定できるシステムというものが開発をされているというふうに聞きますが、このシステムがこの介護包括支援センター、鹿島市の分ですね——にも採用できるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

現在、介護保険事業所は、毎月国保連合会の適正システムからの情報を得ております。送られてきました情報を、毎月まとめて事業者の訪問時に利用されているところであります。

情報の内容といたしましては、支援事業所のプランの立て方に関するデータ、要するに、偏った計画とか、悪質な計画とか、過剰なサービス計画がなされていないか。それから、人員体制について、ケアマネ1人当たりの計画数とか、訪問介護事業者の責任者1人当たりの時間とか件数、あるいは支援事業者とサービス事業者が同一法人で、そのサービスの割合が高くないのか。それから、施設の定員オーバー、要するに支援事業所、施設の事業所ごとに利用者の更新認定の結果が重度化しているのか軽度化しているのか。これらの情報をもとに、事業者の指導に当たることになります。

このシステムを鹿島市は採用するのかということを御質問でございますが、4月からは地域包括支援センターで新予防給付を行います。要支援者の1及び2の方にケアプランを作成することになりますので、この作成の報酬はセンターから国保連合会に請求することになります。そういうことで、鹿島市は採用する側じゃなくして、逆に介護事業者と同じように、このシステムで内容を審査される立場の方になるものと考えております。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

ぜひ多くの在宅介護支援センターで、本来のなかったということで、多くの介護支援専門員が本来の役割というものをいろんな形で忘れ、囲い込み機関という役割を果たしてきたことが事実があるわけですね。そのために、今回の大がかりな組織の再編ということになったと思います。今回こそはその轍をやはり踏まないような意思統一をしながら、在宅介護包括支援センターのスタートにしてほしいというふうにこれは思います。ですが、今回の運営方法というものが、市が責任を持って直営という形で当たっていかれるということですので、私は大きな期待をしているところでございます。

また、違ったところで、保険料の改定ということで今回されるということになると思います。つい先日、全協のところで説明がありました。保険料が、これは保険料の基準額という

設定になりますが、現在 3,634円が 5,123円、41%の値上げといいますか、そういう形に今回なるようでございますが、この 5,123円というのは県下で一番高い保険料の基準額になっていたわけです。このことの保険料の改定ということで、市民に理解を得られる周知の方法といいますか——はどういうふうに考えていかれるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

ただいま議員からもありましたように、今回の保険料の改定は 40.97%アップの月額基準料で 5,123円と県内では最高の保険料と想定されております。このため、市民の反響は大きいものと考えられますので、理解を得られるよう、周知につきましては徹底いたしたいと考えております。

また、事業所では、4月から5月に施設入所者やその家族並びに老人会等に出向いて説明会を開催するようにいたしております。また、2カ月ごとの65歳到達者説明会がっております。そういう機会、あるいは方法並びにパンフレット等で周知するようにいたしております。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

やはり、県下で一番のこの基準料といいますか、介護保険料の基準額が高いというところがいいのか悪いのかわかりませんが、この金額というものは、介護保険を行うに当たっての施設の充実などがやはり影響をしてくるというふうに事前から言われておりました。その充実をしていて、本当に暮らしやすいからこの金額というのであれば、だれしも納得をするわけですが、そのように納得をしている多くの、これにかかわる第1被保険者、第2被保険者という形がありますが、そういう方々が納得できる形でぜひ説明をし、今後この保険料が上がらないような形になるように地域包括支援センターの有意義な運営を望んでいきたいと思っております。

次に、大きな3点目の、北公園に遊具の設置をということで質問をしておりますが、今の御答弁によりますと、財政をあちこちひねり出してみたけど、どこからも出ないというお答えでした。

このことを何で今の時期に、12月、3月とここで私が質問をするかといいますと、どこでも3月、4月ごろに区の総会があるわけですね。その区の総会の折に、やはり今回このことについて、何とか区としても北公園の充実のために幾らかのお金が、まあ充実のためにはお金が要るわけなんですけど、そのことを区民の皆さんに了承をしていただくためには、市の状況がどうなのかというものもやはりきちんと上げていかないと、区の公園ではありませんし、

区民だけがそれを利用するものでもありません。ですが、区民が一番大きくお世話になっているという意味合いからも、何とか区のわずかなお金を利用しながらでもここに寄与でき、そして多くの子供たちが楽しい広場とできるような、そういうふうにしていくために、今回の区の総会等でもこのことをきちんと説明をしていくということが必要であったわけです。今のようなことでありますと、説明ができない状況になってきます。というのは、区民の皆さんに了解してもらうためには、市が何らかの財政の基盤がないと、区だけで何とかせんぎいかんということになったら、なかなか前に進めないわけですね。幾らかでもそこに、ウン十万円かでも何とかこういうような予算がついたと、これで実行するじゃなくて、予算がついたから、区の方も何とか皆さんの了解を得ながらここに予算づけをし、1年じゃなくても何年か積み立てをし、そしてそれを市に寄附をして、そして指定寄附をしながら、そのお金も一部分となって、ある一部の遊具が設置がなされると、そういうような計画を夢見ておられるわけなんです、その夢がなかなか実現の方向に向かわないようなことになってしまったわけなんです、もう大きなお金をここにぼんと、遊具をぼんとつくってくださいじゃないわけです。そういうふうな考え方の整理ができる、そのようなことに何とかならないものでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

北公園の遊具の増設につきまして、区の方でも幾らか援助をしていただきたいと、していきたいというお考えを示していただきましたけれども、非常にありがたいお話だと思っております。区の事情、総会での説明とか、事情は重々わかりますけれども、今うちの方で、今の時点で北公園に遊具の増設というのはやはり厳しい状況でございますので、その辺御理解いただければと思います。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

遊具というものは大変高いわけですね。結構、これはと思うものを見たら 3,000千円ぐらいかかります。そして、もうちょっとという欲張りをしたら 4,000千円というふうにかかります。何でもこういうふうに遊具が高いのかということをお聞きしたら、やはり子供たちが遊ぶものでありますので、これには安全を兼ねた保険が掛けられているそうです。何かあったら、その保険でもって子供たちに対する補償がなされる、その保険も加えての遊具の費用だということをお聞きして納得をしたところではありますが、やはり勝手に遊具をつくってそこに置くわけにはいかないということですね、そういう危険性を伴って補償も考えられますので。ですから、区で独自に寄附をするということで、物を寄附するのではなくて、一部の金

額を寄附し、それをもとにして建設を、市の援助を得ながら、そして市でつくっていただくということが、やはりだれもが安心して使える遊具になると思いますので。今は、市長は4期目を終わる最後の議会です。そして、5期目に挑戦されるかどうか、全く見え隠れが、私はわかりませんが、どういうふうにされるかわからないこの議会で、桑原市長に陳情をした皆さんが、桑原市長がどがんふうと思うとんしゃっとやろうかと、何らかの形でつなぐだけのことはしてほしいなという気持ちを私に言われました。この辺の事情を何とか理解をいただきながら、後につながる形の御答弁をいただけたら、私は了としたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

実は、先ほど課長が答弁いたしました、あがん熱心に言うてきよんさっけんどがんじゃいならんとなということで、ほかの財源とかなんとかも検討をさせました。ただ、やっぱり、財源的に厳しいということはもうおわかりになると思いますが、先ほどもちょっと触れましたが、ほかのところとの兼ね合いですね、こういうものについて今ここを優先的にするだけの説明がつかないと。まあ、はっきり言えばそういうこともありました。

それで、先ほどの御質問ですが、私は一貫して利益誘導の選挙というものはしないということで一貫しておりますが、次の市長さんがどういうふうに判断されるかというのはこれはもう私はわかりません。そういうことで、引き続き検討はしていくということで結論を出しておりますので、今後も検討はさせていただきたいと。今の段階でこれをやりますとか、あるいは断念してくださいと。

それから、そういう負担をしていただく、非常にありがたいお申し出ですが、行政技術的にはこれは負担付きの事業というのは、議会の議決が要ります。したがって、これは私どもだけの判断というわけにもいかないと、こういうことにもなります。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

私は、悪い方にとられると、市長がもし出馬をしたら、お土産つきで区民の皆さんの票がいただけると、そういうふうにとらえられることになるかもわかりませんが、私は決してそういうふうな気持ちで言ったわけではありません。純真な気持ちで、子供たちの楽しい遊び場をつくるための心をいただいたら、だれもそういうふうにとられないと思いますので、ぜひその辺はだれも誤解する人はいないというふうに思います。

また、そういうふう指定寄附付きの工事というのは、議会の議決というふうにおっしゃいましたが、その辺のことは私も全く理解をしていないところでしたので、今後勉強をしながら、また引き続き希望を持ってつなぎたいと思いますので、どうかよろしく願いいた

します。

○議長（小池幸照君）

以上で11番議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。11時30分から再開をいたします。

午前11時21分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

13番の井手でございます。通告をしておりましたので、一般質問を行います。

まず初めに、公用車の小型化と低公害車の導入についてということで質問いたします。

4月から新たな行政の体制が出発いたします。また、職員の人事異動もなされ、人事交流も徐々にではありますが、なされていくものだと思います。

また、当初想定した以上の案件、あるいは特に財政にかかわる諸問題、厳しい現実があることは言うまでもありません。と同時に、環境問題をどうとらえていくか。また、今日の社会では、行政も含めて電子の時代と言われますが、まだまだ車の果たす役割は大きな位置を示しております。しかし、省エネの観点から、あるいは今日の経済の根幹をなしているのは石油であります。石油は無限でなく、有限であります。また、価格の暴騰や、加えて円相場により大きく経済も変動しているのであります。

このような状況の中、石油消費量を節約することも考えなければならないし、なお、今日の財政状況をかんがみ、市民の皆様に見える形で行政努力も必要であるとの視点で、私は公用車の小型化をすることに提案をいたすのであります。

公用車は、その必要性や目的によって、低公害車の導入、あるいはタクシー利用なども視野に入れた今後の取り組みを望むところであります。こうした観点から、次の3点につき質問をいたします。

1、公用車の台数は。普通車と軽自動車の割合は。二つ、普通車と軽自動車の諸経費と燃費の比較は。3、乗車率や利用率、または低公害車の利用を考えてはどうかということで質問いたします。

次に、課せられた体制づくりということで質問をいたします。

今日の分権型社会の中で、推進の大きな課題として、その受け皿の中心である市の職員がどのような意識を持っておられるのか。分権推進のかぎを握っていると申し上げても過言ではないと思います。

これは、ある研究所で、職員の意識改革の必要性和改革の方向と題して、一つ、新しいも

のに挑戦する意欲。二つ、仕事に対する厳しさ、責任感、問題意識。３、政策形成能力について。この職員の意識調査をしたところ、実に二、三割の人はそういう意識を持って働いていらっしゃる。あとの７割から８割の人は、ほとんどないという結果だったそうでございます。その理由として、１、やる者が報われるシステムになっていない。２に、そういう状況になっていない。３、年功序列の感が強い。４、やるほどにトラブルが発生する。５、波風なく毎日を過ごした人の方が利口などと厳しい批判もあったそうです。これらの批判は必ずしも外的で、論外だと言えない部分もあるわけでございます。

この調査は、ややもすれば本市にも当てはまる部分もあるんじゃないかと心配する向きもたまに感じられます。よく耳にするというか、相談することに対して、今までは例がないからと相談に乗っていただけないということですね。仕事がのろい、不親切である、お金がかかる、書類が面倒だ。全部決してよい言葉ではないような気がいたします。

お役所仕事という意味で使われますが、仕事をしている職員は、悪意はなくても、通例となっているので、気がつかないこともあるのではないのでしょうかということです。お役所だから従来どおりでよいということにはならないと思います。そこで、一般市民に市役所の仕事を体験していただき、もちろんプライバシーにかかわらない部分の仕事を体験していただき、その後、職員の方では気づかない業務上の御指摘をしていただく。要するに、行政のむだをなくしていこうという取り組みはできないのか。そこで、市政への提言を求めるモニター制度の導入をなされてはどうかということをお尋ねいたします。

次に、職員の給与の件についてであります。先ほど寺山議員の方からいろいろ臨時の方とかるるありましたけれども、私はまた角度を変えて質問をいたします。

昨年の８月３１日付の鹿島市財政基盤強化計画の中に、一般職の給与削減も項目に上げてあるところですが、私は何で職員の給与にも手をつけなければいけないのかなということですが。以前、つまり今から十四、五年前ですかね、私が記憶をしておりますことは、やはり職員は約３００名ほどおられたんじゃないかと記憶しております。今は約二百五、六十名ですかね、このように職員の数は多分減っているんじゃないかと思えます。仕事量はそれ以上にふえているのが当然じゃなかろうかと思えるのであります。

バブルがはじけましてから、一時期は多少経済もダウンをいたしました。このところ経済もぶり返してきているわけであり。ちょうど３月１日の新聞には、我が国の大手企業、つまり電気、自動車、鉄工、造船、重機などこのような大手が、国内景気が回復し、大手製造業を中心に好業績が続いていることが報じられておりました。久しぶりに賃上げが見込まれるということも報道してあったわけでございます。このような好景気な情報がある中で、人事院からはもう削減の通達ではなくて、アップするような通達が来るんじゃないかと私は思っておったわけでございますけれども、先日の全協の折に、職員給与条例の一部を改正する条例を見て、首をちょっとかしげましたけれども、しかし、執行部の方の説明を聞いて

て、これは本当にやむを得ないのかなということで私はちょっと思い直したといいますか、そういうことでございます。

先ほど申し上げましたように、確実に景気の回復があるようですので、早くもとのようになることを願うものであります。職員の方も就職されてから長期的な生活観といいますか、自分ところの生活設計を立てられて、家計のやりくりをやっておられると思います。何か特別な手だての方法があれば、お示し願いたいと思います。

次に、児童・生徒の安全パトロール、通学路の確保についてお尋ねいたします。

これも、昨日松尾議員の方からる御質問があったようでございます。重複する点がありますけれども、ひとつよろしくお願ひいたします。

昨年は、次から次に児童・生徒を殺害する大きな事件が数多く発生をいたしました。何とむごいことか、思い出だけでも心が痛みます。

この道路というものは、子供だけでなく、また一般住民の生活道でもあるわけでございます。現在では少子・高齢化が叫ばれる中、子育ての支援プラン、今では応援プランとも言うようでございます。国から末端への組織には、もちろん子供に対する支援の場も大きく広がっているようでございます。地域の子供たちは地域で守り育てましょうというように、お互いに役割が割り振ってあるようでございます。

私たちの学校卒業後には集団就職というものがございまして、卒業時には大変多くの人が、関西方面へ産業の担い手として送られていったわけでございます。その時代には、労働のもとになるみんなは金の卵とまで言われておりました。現在では、未来の日本を背負う子供たちは、国の宝とまで言われております。この少子化の時代に、大事な大事な子供たちがいとも簡単に変質者に殺害されるということは、我が日本国にとりましても大変な損失であります。そうした中で、現在、通学路の未整備と申しますか、つまり物騒な危険箇所が学校区ではどれくらいあるのかをお尋ねいたします。

また、そういう未整備の地区があるとすれば、今後の整備計画及び改良などの計画をどのように考えておられるのかをお尋ねいたします。

次に、自治会などへの未加入者状況についてお尋ねをいたします。

近年、我が鹿島市にも、アパート、あるいはマンションなどがめっきりとふえてきたところでありますが、田舎では、部落で10戸班、古賀内、町部では自治会、組、この班などへの未加入でございしますが、この呼び名も町内会と言ったり、組と言ったり、また班と言ったり、統一がなされていないのが現状じゃないかと思います。そうした中、現在の混住化の中で、私的面も多くあると思われますが、国内外を見てもわかりますように、非常に自然的災害、またもろもろも発生をしております。そうした場合に、何ら知らんふりはできないわけでございまして、最終的には地域の役員や行政がやっていかなきゃならないと思います。そうした場合、現在は、マンション、アパートなども多くなりましたけど、そういう町内地区への

未加入者の世代数などはどう把握していらっしゃるのか、これをお尋ねいたします。

次に、住宅リフォーム被害者対策についてであります。

最近、住宅リフォームに対する関心が高まっております。テレビや雑誌などで住宅のリフォーム特集を目にする機会もふえておりますが、しかし、その一方で、テレビ、新聞、雑誌などで紹介されておりますように、詐欺まがいの商法やリフォーム工事をめぐるトラブルも多く発生をいたしております。このような悪質業者が大きな社会問題となっております。少子・高齢化の進展で、全世帯数のうち、高齢者世帯が1万7,000軒と3分の1を超え、しかも、その8割が1戸建てに暮らす我が国の住宅事情であるということでございます。

老姉妹が被害に遭われたことは、皆さん新聞、またテレビの報道などでもう既に御承知と思いますが、これについては、営業マン4人が必要のないリフォーム契約を結ばせたとして、起訴をされております。調べに対して4人は、会社の営業方針に従い、そのうその説明をして、契約を結んだと供述をしております。

住宅リフォーム紛争処理支援センターの窓口には、住宅に関するさまざまな相談が寄せられているそうですが、そのうち、リフォーム関連の相談は、2000年度に270件だったものが、2003年度には2,539件と、この4年間で10倍近くも増加をしていると言われております。中でも、最近急増しているのは、悪質業者による訪問販売のトラブルです。これは、いろいろと言葉巧みな口調でセールステクニックにだまされて不当な契約を結び、また高額な修理費を請求されて、トラブルになるのが後を絶たないということです。特に、65歳以上の高齢者にその被害が集中をしているということであります。

そこで、お尋ねでございますけれども、本市での住宅リフォーム被害の実態とその対策はどうしていらっしゃるのか。また、被害者への救済策はどのように考えておられるのかをお尋ねいたします。

次に、アスベスト対策についてであります。

全国的にアスベストによる健康被害が社会問題になっております。この30年、40年、時間をゆっくりかけて発症するという静かなる時限爆弾と言われております。本市には、幸いにもアスベストを含む製品を取り扱う工場や事業所はなく、それにより健康被害はないようだという事をお聞きいたしました。

アスベストとはどのような物体か。よそでは、体育館の天井からはアスベストを含んだ吹きつけ材が落下したり、市の施設や小・中学校の一部でその使用が確認をされております。ニュース放送によりますと、高知県室戸市の小学校で、給食室の天井にその吹きつけ材の白い石綿というアスベストが使われていることがわかり、このアスベストが使われている吹きつけ材については、即取り除く工事を始められたということです。学校では、作業でアスベストが飛散しないか、保護者から心配する声が出ていたために、除去する業者を交えて、保護者たちに除去方法を説明されたそうでありますが、そこでお尋ねですが、人体への影響は

姿としてどうなのか。また、建設資材の種類とアスベストを含む生活用品にはどんなものが含むのかをお尋ねいたします。

最後になりますが、次に、国民健康保険の改善対策についてお尋ねいたします。これも介護保険等を交えながら先ほどいろいろと答弁もなさっていたようでございますが、私なりにまた発言いたしたいと思います。

国民健康保険制度につきましては、退職者医療制度の導入、また老人医療制度の一部改正など、改善処置はとられているものの、国保の将来に明るい展望が見えない今日では危機的な現実ではなかろうかと考えます。保険者である市といたしましても、的確な現状把握と医療費通知などの徹底とあわせて、医療費の分析結果など重複、多重診察世帯への適正受診の指導、あるいは健康管理の促進、疾病予防についてどう取り組んでいくか。これは大きな課題ではなかろうかと考えるところであります。当局としても、日々努力をなされているとは思いますが、医療費がたくさんかかるから保険税を高くしなければ回らなくなったと。やはりこういう悪循環を重ねているのが現状じゃないかと思えます。

また、滞納世帯がふえているのも、こういったところに原因があるのかもわかりません。医療費がふえないような抜本的対策を講じる必要性を強く感じるところであります。保険者である市といたしましても、医療費増加の元凶を断ち切るための指導と対策を求めるところであります。

そこで、お尋ねいたしますが、適正受診、健康管理、疾病予防への対策はどのようにされているのか。また、医療費の実態把握と被保険者に対する啓発はということで質問をいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

午前中はこれにて休憩します。

午前11時57分 休憩

午後1時 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

13番議員の質問に対する答弁を求めます。唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

御質問の公用車の台数と、それから普通車、軽自動車の割合ということでお答えをいたします。

まず、公用車の全台数でございますが、86台でございます。このうち軽自動車が30台でございます。全公用車に占める軽自動車の割合は35%程度になっております。このうちから特殊な用途、例えば、給食の配送車でございますとか、マイクロバスとか消防の積載車、これを

除きました割合でいいますと61%というような状況になっております。

それから、諸経費と燃費につきましてでございますけれども、ちょっと諸経費のとり方がまちまちでございますので、車検の費用のとき、車検時の義務的な経費のみを取り上げて比較をいたしております。軽自動車で大体70千円程度、それから小型車で110千円程度、普通車で120千円程度というような状況でございます。貨物あたりでは省略をさせていただきます。

それから燃費でございますが、これはカタログからいきまして、軽自動車の場合、リッター当たり19キロメートル、それから小型の乗用車で大体8キロ程度、普通車も一緒でございます。以上が諸経費と燃費の比較でございます。

それから、車の利用の度合いでございますけれども、公用車に限って言いまして、その集中管理体制に移行するまでは各課管理であったころと比較をいたしますと、この体系に移ってからは集中管理14台をフル稼働しておりまして、各課からは車がないといったような苦情が出るほどの利用状況になっております。

それから、低公害車につきましてでございますが、鹿島市といたしましては率先して導入すべき立場にはあるかと思えます。

しかしながら、まだ通常の車に比べまして割高でございますが、年に数台のリースをしていないような状況では、なかなか導入にためらいがございます。今後とも小型化などで対応をしてまいりたいと考えております。

それから、2点目の課の体制づくりというようなことで、行財政改革に伴いましてでございますが、この市政のモニター制度をどう考えるかというような御質問でございます。

市民の方に市役所の仕事を体験してもらって、そこから生じます問題点を指摘してもらってということでございまして、市役所を外から見ていただくという点では極めて有効な方法であろうかと思えます。

ただ、実際に市役所の仕事を体験してさまざまな意見を出してもらうには、体験者はある程度まとまった人数が必要でありましょうし、しかも有効な意見をもらうためには、仕事を大まかわかってもらうというような一定の期間も必要であろうかと考えます。こうなると、これに対応する職員が必要といったようなことも出てきます。少ない職員でやりくりをいたしておりますので、ちょっと実現については難しいのではなかろうかと思っております。

市民の声の反映につきましては、鹿島市は結構進んでいる方ではなかろうかというふうに自負しております。大事な機会でありますとか重要な事項の折々には、必ず民間からの意見を聞いております。特に、最もメインとなりますのは、この議会にその都度、提言なり意見をお聞きいたしておるということでございます。こういったことで今後とも民間からの意見は取り入れていきたいというふうに考えております。

それから3点目、職員の給与についてでございます。

ことしの人事院勧告におきましては、国家公務員の給与につきまして抜本的な見直しが行われておりまして、文字どおり給与構造改革が示されております。鹿島市におきましても、この人勧に準拠をいたしまして、今議会に給与関係の条例の改正というようなことで御提案をお願いいたしております。

財政基盤強化計画におきましては、職員給与のカット率は2％のカット、もしくは人勧がこれ以上の率で引き下げになったときは、その率を適用するとしておりました。給与構造改革に伴う引き下げの率が平均で4.8％、中高年齢者で7％というふうになりましたので、これに基づいて条例提案をさせていただいております。

これとは別に、この財政基盤強化計画で鹿島市の独自の引き下げ関係でございますが、1点目、管理職手当の削減、2点目、特殊勤務手当の廃止、それから3点目、退職時の特別昇給の廃止、それら4点目、県内類似の日当部分の廃止といったことなどを18年度からの実施予定といたしております、議会に提案が必要なものについては、その改正を今回お願いいたします。

職員の給与、手当、退職金などが御指摘のように、大きく引き下げることとなりますが、根本的には住民サービスの確保でありますとか、低下をさせないこと、これが根本にあります。そのことから言いましても、人勧による引き下げはしなくてよいということにはなりませんし、財政基盤強化計画によるカットは、職員みんなが、つらくてもやらなければいけないものというふうな認識をしておいております。職員に対する御配慮は、ありがたく受けとめさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

中橋教育次長。

○教育次長（中橋孝司郎君）

井手議員の子供の安全についてということで、怪しげな箇所点検ということでの御質問でございますので、怪しげな箇所に当たるかどうかわかりませんが、いろいろな事件が起こっております。このことで、各学校で事前にそれぞれの校区内及び通学路等について点検が行われております。これは、先日申し上げましたように、それぞれの学校で、鹿島小学校あたりにすれば、旭ヶ岡公園近くとか、それから離れたところといいますと、蟻尾山のミカン園あたりの狭い箇所とか、それから能古見でいきますと、きのうも言いましたが、辻あたりの土地改良の付近の裏口の部分とか、そういうふうなところがあります。総じて、交通事故等での危険箇所、それから、人がなかなか来ないようなところでの危険箇所という分け方で表示をされています。

それで、このことについては対応といたしまして、昨日申し上げましたように、それぞれ

の団体等でのボランティア等も含めて見回り等を強化していただいております。

ここで一つは、社会スポーツ、特にスポーツ少年団等での子供たちの練習した後の帰りがやはり少なくなってきました。だから、そういう部分については、特に保護者の皆さんたちに、ぜひお願いをしたいなということと、もう一つは、全体的に各学校行われていますように、まずは子供自身が、自分が自分を守るというふうなことを、力を養う一つの教育がやっぱり重要じゃないかなというふうに思います。だから、この辺も含めて、今、各学校でいろいろ努力をされているところでございます。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

大きな3点目、自治会への加入状況の把握はという御質問にお答えをいたしたいと思えます。

市では、毎年4月に市の地区の世帯数調査、また、班数調査、回覧板の回覧枚数についての調査を実施いたしております。

この調査の目的は、市役所から配付するお知らせなどの文書の配布枚数とか、回覧枚数の各地区の実数について把握するために実施をいたしております。また、この調査の目的は、嘱託員の皆様方に報酬を出しておりますけど、報酬を算出するための基礎のデータとなるために調査をいたしておるものでございます。特段、区とか班への未加入についての調査はいたしておりません。そのため、実態については把握をしていない状況にあります。未加入の世帯について、そういうことについては、今までのところでは聞き及んだことはありませんし、これまでもこのことについて区長さんから相談があったということはありません。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

13番議員の4項目めの質問、住宅リフォーム被害者の対策について申し上げます。

先ほどおっしゃいましたように、判断能力の衰えている高齢者が、リフォームなどの訪問販売で次々に高額の契約を結ばされた事例が全国でも報道をされていますが、佐賀県内でも同様の相談があっているということでございます。

まず、その件数でございますけれども、平成14年からの件数で申しますと、県全体で131件、うち鹿島市が1件でございます。15年度が126件で鹿島市が4件、それから、平成16年度は135件、うち鹿島市が2件、平成17年度でございまして、これは1月末の数字でございまして、県全体で157件、鹿島市が3件というふうなことで、順次、県全体でも若干ふえているというふうな状況でございまして。

これの対応と救済の状況でございまして、一つ目は消費生活相談員による業者との

あっせん交渉を行い、個々のトラブルの解決を行うというふうなこと。それから、特に被害が多い高齢者への消費生活トラブルへの注意喚起を行う啓発パンフレット、それからチラシ等の配付、また自治会や老人会、民生委員、それからホームヘルパーの研修会等への啓発、出前講座の実施等が行われております。それからまた、福祉機関との連携による被害の未然防止対策の推進ということで、地域福利権利擁護事業や成年後見人制度の利用促進が図られております。それから、訪問販売事業者の特定商取引法違反に対する厳正な行政指導や行政処分が行われようといったしております。

九州北部の状況でございますけれども、九州北部4件、佐賀、福岡、長崎、大分でございますけれども、九州北部悪質事業者対策会議を組織されまして、県境を越えまして住宅のリフォーム詐欺など悪質な営業活動を行っている事業者に対し、連携して同時に行政処分を発動することで消費者被害の未然防止を目指しているというふうな状況でございます。

市としても、こういうふうなものを推し進めながらリフォーム被害の防止に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

江頭建設環境部長。

○建設環境部長（江頭毅一郎君）

5番目のアスベスト対策でアスベストの人体への影響はどういうことかと、あるかというような御質問でございますけれども、アスベストは天然に存在をいたします鉱物の繊維で石綿と呼ばれておりまして、クリソタイル、それからクロシドライト、アモサイトというものが主な種類でございます。アスベストは、熱、音、酸、アルカリに強くて丈夫で変化をしにくいというような特性を持っておりますので、この素材は保温断熱効果が高くなりまして建築工事等に使用をされておりましたが、現在のところは、製造は禁止をされております。

アスベストは、目に見えないぐらいの細い繊維でございますので、気がつかないうちに吸い込みますと30年から40年後に発症をいたしまして肺がんや悪性中皮腫、そういうような病気を引き起こすというようなことが言われております。

それからまた、アスベストを含む建築材料、あるいは生活用品にはどのような種類があるかというようなことでございますけれども、これにつきましては、以前はビル等の耐火、それから防音、断熱と、そういう目的でセメント等にまぜまして使用をされておりましたが、構造物のはり、柱などの鉄骨等に耐火の被膜としてアスベストをまぜながら使用されております。また、工場の屋根、煙突にも利用をされておまして、石綿セメント板とか、あるいは石綿スレート板というふうなのがございます。

家庭用品では、アスベストの使用されたものは、現在では、ほとんど販売もされておられませんけれども、ずっと以前につきましては、ドライヤーとか、それからトースター、そ

うふうな家電製品には使用をされておりましたけれども、現在は一切使用をされておられません。特に、昭和60年以降の製品生産については全く使用をされていないというような状況にございます。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

井手議員の大きな6番目、国民健康保険の改善対策についてお答えいたします。

最初に、適正受診、健康管理、疾病予防への対策はどのようにしているかということでございますが、1点目の適正受診についてであります。診療状況は診療報酬明細書、いわゆるレセプトにより見ることができ、中には同一疾病で複数の医療機関に受診する重複受診、月に何回も受診する多受診の方がおられます。これら重複多受診による診療が医療費増加の原因の一つとなっております。

鹿島市では、平成13年度から17年度までの5カ年間、高齢者健康指導事業を実施していますが、レセプトにより重複多受診者を把握しまして看護師、保健師等が訪問し、健康チェックとともに健康相談、健康教育や生きがい対策事業への参加勧奨などを行っております。

2点目の健康管理についてでございますが、国保加入者の健康指標は基本健診、胃検診等の各種検診、人間ドックの受診などにより把握しております。受診の結果を本人に説明するとともに、治療が必要な方については、個別に治療の内容、利用機関などについても情報を提供しております。また、健康づくりを進めることが医療費抑制につながることから、健康増進事業を実施、充実するとともに生涯スポーツ、レクリエーション事業と連携し、健康づくりを図っていきたいと考えております。適正受診のための訪問指導とあわせて平成18年度からは、「ニコニコヘルスアップ事業」と題して健康教育、健康増進のための各種事業などを実施する予定であります。

続いて、3点目の疾病予防についてお答えいたします。

疾病予防は、まず健診による早期発見が肝要と考えております。基本健診等各種検診への受診の勧奨を行い、受診率を上げるとともに、検診後の指導の徹底を図ることとしております。今年度は、基本健診において治療の対象とはならないが、正常値をやや外れた方、要観察、要指導と判定された方に通知し、糖尿病、肝疾患、高脂血症の三つの健康教育を開催し、医師からは病気についての講話、栄養士からは食習慣についての講話をいただきました。これを「ニコニコヘルスアップ事業」へとつなげていく予定であります。

次に、医療費の実態把握と被保険者への啓発はということでありますが、まず1点目の医療費の実態把握についてであります。

医療費の実態把握、統計については、毎月、国保事業状況報告書により行っております。統計の指標は国保受診者の加入状況、退職、老人ごとに療養給付費、療養費、高額療養費等

がわかるようになっております。また、国保連合会の医療情報システムによる年代ごとの受給の状況、疾病ごとの医療費等実態把握に努めております。

2点目の被保険者への啓発についてであります。情報提供ということでは、国保日より、医療費通知、市報による広報などを実施いたしております。また、独自に国保、老保に関するチラシを発行し、医療保険等の情報を提供し、啓発を図ることといたしております。国保日より、年4回、新聞折り込みで県内の保険者の医療費の状況等の周知を行っております。医療費通知は、年6回、被保険者に対し、月ごとの医療の受給状況を通知いたしております。地方による広報はタイムリーな国保情報を提供するようにいたしているところであります。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

一通り御答弁いただきましたけど、この公用車の配分につきましては資料をいただきましたけれども、いろいろと配慮をしていただいております、このように思っております。

いろいろと財政難の折に、低公害車、あるいはクリーン適用車など、そこらあたりを勘案しながらずっとやってきていただいたと思いますけれども、今後、今はやりの、高かですよ、ハイブリッド車といいますか、そういうふうな形の車に対しての国、県から何か補助的な適用があるのか、ちょっとこれをお尋ねいたします。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

国からの補助についてでございますが、はっきりした記憶ではございませんですが、かつては確かに補助があったかと思えます。それが、縮小ないし廃止されたような状況ではなからうかと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

いろいろ気遣って台数などを示していただきましたけれども、ちょっとここでまた好かれなことを申しますけれどもね、数年前に作家の堺屋太一さんが民間から経済企画庁長官ですか、拝命されたときに、国会に当選されるときにタクシーを利用されておったのをちょっと記憶しているところなんですけど、当市には教育長車というのはないですよ、議長車と市長車はございますけれども。この黒塗りの乗用車ですか、これに対しては、どこかの自治

体では一応廃車されたということもちょっと聞いておりますけれども、そしてタクシーを利用されたということで、一遍には無理かと思えますけど、車の名前を市長議長車と改めていただいて、とにかくもう交互に使っていただくといえますか、公務で、ダブられたと言うと何ですけど、重なられたときは、行く場所が違った場合は、市長が行かれて議長はタクシーというような、こういう方法も今後取り入れていただければと、こう思うわけですけど、そういうお考えはないか、お願いいたします。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

市長車及び議長車の取り扱いについてでございますが、先ほど来出ております財政基盤強化計画によりますと、いずれかの車を、2台ありますものを1台にというような方向で計画を進めるようにというような方向が出ておりますので、それに沿ってやっていくことが必要かと思っております。

○議長（小池幸照君）

13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

いつというふうなことは、まだはっきりは、早急にということですけど、時期的には大体どれくらいというふうなことは、まだ心していらっしゃらないわけですかね。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

車だけとらえてみましたらば、市長の方、それから議長も同じだと思いますけれども、いつでもよいというふうなことになろうかと思えます。そのように市長も考えてございます。

ただ、ここに張りついている職員、これは運転だけをやっておるわけではございません。その運転をしない時間は、かなりの別の業務に携わっております。これは市長車、議長車ともにでございます。このように議会の開催がありましたときは、裏方の方であちこち飛び回っております。これは市長車の方も一緒でございます。それで、その職員の取り扱いもございますので、車だけならばすぐにでもというようなところがございますけれども、それは人事配置、それから退職者、ここらあたりを見ながらやっていくことになります。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

そうですね。運転手さんたちは本当に、ほかの運転業務じゃないときは一生懸命頑張っ

ていただいておりますことに対しては、私も敬意を表しているところでございます。

そういう御答弁でございましたので、4月以降じゃないかということも、そのようにちょっと心しておきたいと思っております。

次に移りますけれども、モニター制度に関する問題ですけどね、御答弁で民間の方たちから聞いてというようなことでございますけれども、民間の方たちで審議会というか、こういうふうな形でもすよね、こういうところに諮ってじゃないかと思えますけれども、大体、議会にも相談してということですけど、やはり民間のメンバーの方たちは、大体どれくらいの、何名さんぐらいでやっていただいているのか、ここをちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

各種審議会の人数でございますが、それぞれ審議会によって人数が違っておるようでございますけれども、大体10人前後、少なれば五、六人というようなこともあろうかと思えますけれども、大体それくらいじゃなかろうかと思っています。

○議長（小池幸照君）

13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

はい、わかりました。やはりその審議会のメンバーで、モニターの役割を果たしていただいているということは十分に理解をしております。

しかし、市役所の中に入って体験をしていただくといえますか、そしてまた一步踏み込んだ、ちょっとこれ、産業スパイ、要するに、俗にちょっと言葉は悪いかもわかりませんが、あら探しというような形であんまりよくないかもわかりませんが、やはりそこに民間が入っていただいて、また職員さんたちの意識の改革といえますか、これは変なことしよっぴいかんばい、そういうことをしんしゃっ人はおんしゃらんと思えますけどね、やはりそういうふうな形で、一生懸命もう働いてくんしゃるばってんが、やはり何か民間から見てといえますか、気づかないところも多々あるんじゃないかと思えますよね。

そういうふうな形で、予算的に無理というようなことをおっしゃいましたけれども、やはりこれあたりも必要じゃないかなと思えましたので、質問したわけでございます。

やはりプライバシーとかなんとか、そこんたいの面のあるけんですよ、なかなか大変だと思えますけれども、しかし、そういうプライバシー関係にはタッチというか、そういうふうな形の職じゃなくて、やはり一般の市民の声で市役所に対しての不正といえますか、そういうふうな声も聞きますので、できれば取り入れる方向を考えていただければなど、これは要望としておきたいと思えます。何かありましたらお願いします。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

ただいま御指摘がございましたように、このモニターにつきましては、我々職員といたしましては常に外から見られておると、市民の目があるということで、仕事に対してはそのような心構えで臨んでおることが、まず一つあります。

それから、このモニター、直接的に言いまして、お金、あるいはプライバシー、こういったものよりも、まず手間がかかるというようなところを問題として持っております。先ほど申し上げましたように、人数が一定程度必要でもありましょうし、有効な意見を出してもらうためには仕事を大まかわかってもらわんといかんと。こういった上で意見をもらわないといけないというようなこともございまして、そうなりますと、やっぱり職員としても、このお世話をするという業務が一つ出てくるというようなところで、ちょっと今のところ考えていないというようなお返事をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

児童・生徒の安全パトロールにつきましては、先ほど課長の方から詳しくといいますか、本当に私たちも考えてみますと、やはり、これは数え切らんくらいばかりの箇所のあつとやなかかなと思います。我々の小さいころのように児童・生徒も多くおったころは、やはり連れ拍子で通ったけんが、なかなかこういうふうなあくどい、むごい事件も起きていなかったわけでございますけれども、やはり今、いろいろな面でPTAから学校当局でも、このことに対しては一生懸命取り組んでいただいているようでございます。

私が一番心配するのは、やはり今のところ 207号の国道を通学する生徒にしろ、一般県道、市道を通学する児童にしろ、あんまりと言うざいかんばってんが、七浦で1件あったこともございますけれども、割と危険箇所といいますか、信号とかなんとかでは何でしょうけど、危険箇所と思われるようなところでは、今のところあっていないのが実情ではないかと、こう思っております。

だから、これは事故があつてからでは、ちょっともう遅いと思いますので、これはまた大変かと思いますが、再点検をしていただいて、一応、よい方法で対策をとっていただければなど、このようにお願いをしておきます。何か答弁がありましたら、ひとつお願いします。

○議長（小池幸照君）

中橋教育次長。

○教育次長（中橋孝司郎君）

今、御質問の 207号沿いの通学路のことだろうというふうに思います。

具体的に申しませんでしたが、七浦小学校から出ている部分については、この 207 号沿いの通学路の歩道が狭くなったところが随所にございます。そこは確認をしてきていますけれども、確かに、中にはもう 50 センチぐらいというところもあるし、全くないところが何メートルかございます。

だから、そういう部分では、やっぱり大型が通ったり何かというのが、学校の方としても危険箇所という部分で、特に子供達に指導をしているようでございます。

○議長（小池幸照君）

13 番井手常道君。

○13 番（井手常道君）

じゃ、今後ともよろしく願いしておきます。

次に、自治会への未加入者世帯数というふうなことで、これは本当に難しいと思いますよね。

私がどうしてこれを申し上げたかと言いますけど、私も鹿島の方に出てきていますので、やはりアパート入居者とかなんとかに行かれた場合、区長さんが本当に苦慮をしとんしゃったですよ。PTA の役員さんも PTA 会費なんかを行ったら、ちょっといろいろと非協力的な言葉を発しながら、どうしても協力していただけない。それで、区長さんは入居者の方たちに地域のしきたりといいますか、そのような理由を述べられて協力ば言いよんしゃるごたっとばってん、やはりなかなかなんですよ。それで、何ですかね、いろいろな面で協力ばしよんしゃらんということをお聞きしますけど、やはりごみとかなんとかはステーションに出しよんしゃるというふうな形もするわけですよ。それで、ちょっと何ですけど、税金、市税ですか、住民税ですか、そのような納入方法については協力してくんしゃるとですかね、どんなですかね、そこんたいは把握できとんさるですか。税務課長、済みません。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

市民税納入などに協力していただいているのでしょうかというふうな御質問だと思いますけれども、裏を返せば税の納付状況はどうかということじゃないかなというふうに思いますけれども、それについては申しわけありませんけれども、詳細なデータというのは持ち合わせておりません。

ただ、我々の感触としては、ほとんどの方は市への納入については協力をしていただいておりますというふうなことで思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

13 番井手常道君。

○13番（井手常道君）

今後、何かいい案が浮かべば、ぜひひとつ、区長さんたちは本当に困りよんしゃつとですよ。これもお願いをいたしておきます。

このアスベスト対策についても、部長に御答弁をしていただきました。これは先ほどお話しされたように、やはりとにかく15年から20年、長い潜伏期間があるというふうなことでございまして、やはり石綿肺がんでありましたんですかね、そういうふうな形とか悪性の中皮腫などというような病気を引き起こすおそれがあるというふうなことで大変と今怖がられているところでございます。

そのようなことで、この建築物の解体の際のアスベスト飛散を防止する広報とか、またこれを施工される業者に対しての義務づけ、これなんかがあればお願いします。また、これに対する国からの補助とか、これを施工される方たちか持ち家の方かわかりませんが、その方たちに対しての補助制度があるかをちょっとお尋ねいたします。

○議長（小池幸照君）

江頭建設環境部長。

○建設環境部長（江頭毅一郎君）

建築物の解体工事等のアスベストの飛散を防ぐ方法はどういうものがあるかというような御質問でございますけど、方法といたしましては、除去、あるいは封じ込め、それから囲い込みというものがございます。

そして、その作業をする手順といたしましては、石綿障害予防規則というのがございまして、そこに決められておりますが、まずもって解体作業をする場合には、作業の主任の方を選定していただくと。そして、作業員の皆様方には保護具、あるいは防じんマスク、それから防護着衣をしていただくと、そういうふうな手順もございます。それからまた、作業員の方が、ほかの方が出入りをしないというようなことで周囲の方への周知をしていただく。それから、立て札も立てるということもございますし、監視員も立てていただくというようなことをいたすような手順になっております。

それから、アスベストの補助関係ということでございますけれども、これにつきましては、除去費用に要する経費を国とか県、そういうところから制度がございます。特に、アスベスト除去に要する経費等につきましては、県の制度金を利用するということになりますと、県が負担するというものもございますし、また、金融機関から融資を受けて除去の工事を行うということになりますと、その借入金の利子相当額を補助するというものがございます。

それからまた、アスベストの分析費用、これをする場合のこれにも補助がございまして、補助限度額が100千円というようなことでございまして、経費の3分の1を補助するというようなことになっております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

このアスベストについてですけど、先月28日の新聞にですけどね、多久市と伊万里市でアスベストに関する問診を実施されたということで報道されました。数人の方が精密検査をする必要があるというふうなことで診断されたそうです。

当市としては、この問診の計画は今後なされないのか、そこらあたりをちょっとお尋ねいたします。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

お答えいたします。

鹿島市では、市民の健康相談につきましては、保健センターで実施しております。特に、アスベストに関する健康相談につきましては、専門性等もありまして杵藤保健所内に相談窓口を設けているところであります。

この問診を鹿島市で実施する考えはないかということではありますが、さきに新聞で報道されました、このアスベストの問診については、行政ではなくて県の医療生協が炭坑や振動工事従事者を対象にじん肺とか心臓病について検診を、年2回、そして多久市と伊万里市と有田町を会場として実施されております。このアスベストの問題が出てきたということで、今回からアスベストに関する問診も取り組んでおられるようでございます。1回の受診料は3千円と聞いております。それから、平成18年度の日程はということでお聞きしておりましたが、まだ日程につきましては未定ということでもあります。そういうことで、行政じゃなくして県の医療生協が実施されているということでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

何でこれを申し上げたかと申しますと、私たちより先輩の方たちになりますけど、炭坑の最盛期には、やはり多くの方が炭坑に行っておられたということ。それと、七浦方面は大浦の方に石山、今は建築の石垣なんかもブロックなんですけど、以前は間知石ばかりやったんですよ。そのような形で先輩たちは石山に行ってコツコツやりながら間知石をつくられたということを聞いております。太良の方でも、そのお仕事をされていた関係上、やはりその石の粉が刺さって他界された方も数名いらっしゃるということをお聞きしましたので、やはり潜伏期間が長いということで心配です。やはりこれもいろいろな方面で啓発運動をお願い

いたしまして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小池幸照君）

以上で13番議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

午後 1 時50分 休憩

午後 2 時 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、4 番水頭喜弘君。

○4 番（水頭喜弘君）

4 番水頭喜弘でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。大きく 4 点にわたって質問をさせていただきます。まず 1 点、福祉行政、それから 2 番目に宝くじ収益金の活用について、3 番目が環境問題、そして最後に少子化対策、この 4 点について質問をいたします。この 1 番の福祉行政は難聴者、中途失聴者の方の支援策としての耳マークの表示板の設置について。2 番は宝くじ。それから、3 番が環境問題、これは環境家計簿の導入、啓発について、また 2 番目に買い物袋持参運動について、環境教育について。また、少子化については、子育て支援について、就学前までの乳幼児医療費の無料化を、また保育所、幼稚園費の第 3 子の無料化を。こういうことについて質問をさせていただきます。

まず最初に、福祉行政。

難聴者、中途失聴者の方の支援策としての耳マーク表示板の設置についてであります。

中途から聞こえなくなり、それまで耳から入っていた情報がなくなり、強い孤独感、疎外感、周りの人に理解してもらえず、自分は社会の中で必要とされていないのではという気持ちを抱えながら、家族や身近な人に支えられ立ち直った人たちが同じ苦しみ、つらさを持つ人たちと助け合うように、また、そうしたことを多くの人に知らせていただくため考案されたものです。

耳マーク表示板とは、耳マークとともに耳の不自由な方は筆談しますのでお申し出くださいと表示することにより、行政機関や各種サービス機関等の窓口での耳の不自由な方のコミュニケーションの円滑化を促進するものです。難聴や中途失聴などの障害は、外見ばかりではわかりにくく、周囲から誤解を受けたり、窓口の呼び出しに気づかず、後回しにされるケースもあると言われております。

耳マーク表示板が設置されている窓口は、耳の不自由な方に安心感を与え、心理的負担を軽減すると言われております。なお、耳マークは視覚障害者の白いつえと同じような意味を持ち、耳に音が入ってくる様子を矢印で示し、一心に聞き入ろうとする姿をあらわしたもので、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会が著作権を所有しております。

そこで、3点についてお尋ねいたします。

まず1点目、本市において聴覚障害者手帳を所持されている方は何人おられるのか。2点目、耳の不自由なことを職員に知らせる耳マーク入りのカードを持参されていると思いますが、この方々が窓口に来られたとき、どのような対応をされておられるのか。3点目に耳マーク表示板の設置の考えはあるのか。この3点についてお尋ねいたします。

次に、宝くじ収益金の活用について。

17年11月25日より年末ジャンボ宝くじが全国で発売されました。夢を託して購入された方々も多かったのではないのでしょうか。1等賞金が2億円、1等前後賞が各50,000千円で、連番で買って1等に当選した場合、1等前後賞合わせて3億円ということもあり、金額で2,220億円。ちなみに佐賀県発売予定額は1,250,000千円。発売枚数では7億4,000万枚。国民1人あたりに換算すると6枚購入される見込みということでもあります。

平成16年度に実施された調査によると、宝くじを過去に1度でも購入したことのある購入経験者の割合は68.4%、そこから推定される購入経験者数は約7,150万人となり、開始以来、最も高い数値を記録しました。さらに、最近1年間に1回以上の購入経験がある、いわゆる宝くじ人口は51.5%と、開始以来初めて全体の半数を超え、推定人口にして5,383万人へと増加しています。18歳以上の人口1億453万人の半数を超え、調査以来、最も高い記録ということでもあります。

購入の理由は、賞金目当て59.3%、大きな夢があるから50.6%が2大理由で、このように宝くじは庶民の夢として、また健全な娯楽として親しまれ、国民の間では、今、広く定着しております。

この宝くじは、昭和20年10月に政府第1回宝くじとして1枚10円、1等賞金100千円、発売額1億円で発売されておりますが、半世紀を経た平成13年に発売額は初めて1兆円を超え、平成15年度には1兆695億円に上っています。佐賀県内においても、平成13年に発売額が52億円と初めて50億円を突破し、平成14年度5,590,000千円、平成15年度6,160,000千円、平成16年度約65億円ということで、ここ数年は全国を上回る高い伸び率を示しております。以上のように、最初に宝くじが発売されて以来、宝くじは1等賞金の大型化とともに成長してきました。

さて、この宝くじの発売は当選金付証票法という法律によって定められ、都道府県及び13の政令都市に限定され、発売総額のうち賞金と経費を除いた約40%が収益金として発売元の都道府県及び13の政令都市に納められ、公共事業費等として活用されております。平成15年度の収益金は全国で4,252億円、佐賀県に入る収益金は2,580,000千円にも及びます。そして、県に入る収益金については、地方財政法第32条に規定する事業を定める省令によって活用が規定されております。

この中で、オータムジャンボ宝くじの収益金については、全県、県より市町村に佐賀県

市町村振興協会を通じて交付され、環境対策や高齢化対策、文化振興など地域住民の福祉の向上に使用され、またサマージャンボ宝くじ収益金については、同じく佐賀県市町村振興協会に基金として積み立てられ、市町村における公共施設の整備のための資金として低金利で貸し付けがなされているということでもあります。

そこで、次の点について質問をさせていただきます。

初めに、佐賀県市町村振興協会を通して交付されるオータムジャンボ宝くじの収益金は、鹿島市にどのような基準で幾ら配分され、それがどのように活用されているのか伺いいたします。

次に、鹿島市が佐賀県市町村振興協会に積み立てられたサマージャンボ宝くじの基金より貸し付けを受けている借入額、その事業の内容について伺いいたします。

次に、環境問題についてです。

環境家計簿の導入啓発について。

周知のとおり、温室効果ガスの排出量削減を目指す京都議定書は、紆余曲折の末に昨年2月、ようやく発効されました。同議定書の最大の特徴は、先進各国に具体的な削減目標を課した点にあり、2008年から12年の5年間に先進国全体で90年比5%以上削減することを義務づけています。日本の削減率は6%だが、実際には、2003年度の段階で既に90年比8%もふえており、目標達成には、事実上14%の削減が必要とされます。

議定書発効後の昨年4月には、目標達成に向けた具体的な行動計画、京都議定書達成計画も決定しました。民間企業に工場やオフィスごとの報告を義務づける改正地球温暖化対策推進法も今年4月に施行されることになっております。温暖化防止に対してこうした内外の意識の高まりを受けて、民間や地方自治体のレベルでは、既に多彩な取り組みを展開しています。

当市としては、二酸化炭素の削減を初めとする地球温暖化を防ぐために、どのような取り組みがなされておられるでしょうか。国民一人一人が温暖化防止に向け行動することが重要であります。家庭からのCO₂排出量は全体の2割に達することから、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を減らす努力は家計の節約にもつながります。

そこで、当市で独自の環境家計簿を作成し、市民に活用を呼びかけてはいかがでしょうか。

次に、買い物袋持参運動について。

環境省の中央環境審議会と経済産業省の産業構造審議会の合同会議は1月23日、スーパーなどの無料配布しているレジ袋やプラスチック製や紙製の手提げ袋の有料化を盛り込んだ最終報告を提示し、了承されました。有料化は、今国会に提出予定の容器包装リサイクル法改正案には明記されないが、事業者が有料化を通じて、レジ袋や手提げ袋の使用量を減らす目標設定を求め、2007年度から導入を目指すようです。

見直しの焦点の一つであるレジ袋は、年間300億枚、大型袋換算でですね、消費されてい

と言われ、報告は有料化を見送ったものの、企業に有料化を通じた削減目標づくりを求めています。対象となるのは、スーパー、百貨店、コンビニなど、いわゆるレジ袋以外のプラスチック製、または紙製の手提げ袋も含めるとしています。

ごみの発生抑制や資源化は、これからの循環型社会を構築する上で最も重要なことであり、私たちの毎日の生活の中で、無理なく簡単にできることから環境に配慮した行動をとることが大切ではないかと思います。買い物袋のマイバッグ化はごみ減量化などの意識高揚に有効な手段であると考えますが、いかがでしょうか。

次に、環境教育についてですが、環境教育については、現在どのような取り組みをされているのかお聞かせください。

次に、少子化対策についてです。

子育て支援について、昨年12月に閣議決定された2005年度版少子化社会白書は2004年の合計特殊出生率が1.288と過去最低を更新したことを踏まえ、我が国が初めて超少子化国と位置づけました。さらに、予想を上回る少子化の進行によって、これまでの予想よりも1年早く、今年には人口減少社会に転じる可能性があるとして指摘しています。日本の人口を維持するためには2.1程度の合計特殊出生率が必要とされますが、このままでは、2100年には人口が今よりも約6,000万人も減少し、人口半減社会になるおそれがあります。

日経の社説によると、「人口減少のテンポはかなり速そうだ。これを座視すれば、日本は衰退への道に足を踏み入れる。人口減にどう克（か）つか。100年の計が求められる。」と。また、読売の社説には「民族としての歴史的節目と言えるだろう。これまでもさまざまな少子化対策が講じられてきましたが、依然として少子化傾向に歯どめがかかっておらず、これまでの施策を検証するとともに効果的な支援策についてさらなる検討が必要であります。その上で少子化対策は単に歯どめをかけることだけを目的とするのではなく、すべての子供たちが生まれてきてよかったと心から思える社会を実現する視点が重要ではないでしょうか。子育ては今や地域や社会全体が取り組む課題であり、我が国の将来を担う子供たちの健やかな成長のために社会全体で子育てをサポートする体制を充実することが必要です。」。

我が党は早い時期から少子化問題に着目し、さまざまな子育て支援策を提言してきました。現在、児童手当は小学校3年生終了までが、4月からは小学校6年生終了まで拡大され、さらにチャイルドファースト社会の構築に向けて将来的には中学3年生までに拡充するよう指導しております。出産育児一時金も、現在300千円から10月より350千円に増額される予定です。子育て支援は、国の存亡をかけた国家的な大事業であります。内閣が行った子育てに関する意識調査によると、20代から40代の母親の7割が保育、教育費の助成、医療費助成、児童手当など子育てへの経済的負担が69.9%を占めております。

そこで1点目、就学時前までの乳幼児医療の無料化を、また保育所、幼稚園費の第3子の無料化について考えはないのかお尋ねいたしまして第1回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

水頭議員の御質問にお答えをいたします。

まず、答弁に先立ちましてお礼を申し上げたいと思います。

水頭議員は、議員としてのお立場だけではございませず、心身にハンディをお持ちの方の目線から、私たち福祉担当職員が気づき得ていない点、そういうところを御教示いただいていることに心より感謝を申し上げます。

さて、今回の質問の中でお答えをいたしたいと思いますが、耳マークの問題でございませ。

耳マークの設置についての御質問の中で、現在、耳の方に障害をお持ちの方、手帳をお持ちの方が何人いらっしゃるかということでございませが、現在、聴覚障害者で手帳をお持ちの方は、18歳以上の方が 103名、それから18歳未満の方が4名、合計の 107名でございませ。そのうち2級以上の障害をお持ちの方、これは、ほとんど耳が聞こえられない難聴の方でございませが、この方々が31名いらっしゃいます。

それから、2点目の聴覚障害者の方の対応を窓口でどうしているかということだろうと思ひます。

この分については、市全体のことにつきましては把握をしておりませので、福祉事務所ということで限ってお答えをさせていただきたいと思ひますが、現在、耳が不自由な方、耳にハンディをお持ちの方がお見えいただいたときは、私たちが手話というのができませので、筆談という形で処理をさせていただいております。この分については以上お答えをしたいと思ひます。

それで、いろいろ不備があるということで、今回、御提案いただきました耳マークの件でございませが、実は、これは昨年12月に佐賀新聞で県庁が耳マークの表示板を設置するということで出てまいりました。この件、後で調べましたところ、唐津市さんでも、既に実施をなされているということでございませ。この報道のときから障害者のうちの方の担当と一緒に、鹿島市でも実施できないかということで検討をしてきたところございませ。

実は、耳マークというのを御存じない方もいらっしゃるかもしれませんが、こういうふうなマークです。（マークを示す）これは緑色で耳の形をかたどったマークで、これは協会の方が登録をしておられます。実際、具体的に進んでおりますので、これで説明をさせていただきたいと思ひますが、ここの上の方には「耳が不自由な方は筆談しますのでお申し出ください」というふうな表示が書いてあります。それで、下の方には「このマークは耳が不自由な方をあらわすマークです」ということで表示をしてあります。こういう形のものをうちの方でも採用をしたいということで、現在考えております。

実は、この耳マークを使用するにつきましては、先ほど水頭議員の方からもお話がありま

したが、このマークの権利を持っておられる全日本難聴者・中途失聴者団体連合会の許可が必要でございます。許可をいただきまして複製、あるいは設置、そういうふうな設置箇所とか、どういうふうな使い方をするという事で届けをしてから許可を得る必要がございます。今、その許可を申請する準備を行っているところでございます。この許可がおり次第、窓口部門は当然のことでございますが、市の全部の施設に設置したいと担当課では考えておるところでございます。

続きまして、4点目の就学前の乳幼児医療費の無料化についてでございます。

実は、この件につきましては、昨日も松尾議員の方から御質問がありまして答弁をしておりますので、若干重なるところがあるかもしれませんが、現在3歳以上就学前まで無料化にした場合、対象者が約980名いらっしゃいます。これを今までの経費から試算をいたしますと、市の一般財源として40,000千円から45,000千円が必要だと試算をしているところでございます。これにつきましては昨日も御答弁申し上げましたが、現在の鹿島市の厳しい状況では、なかなか難しい状況であるということで認識をしております。

ただ、国の方でも少子化対策は非常に大きな問題ということでとらえられまして、少子化担当大臣が、その大臣の発言として就学前の医療費の無料化については考えていきたいというふうな、そういうふうな答弁もあっております。国県がこれを制度化して、すべて無料ということでの制度化をしていただくように、粘り強く要請活動を行っていきたいと考えておるところでございます。

続きまして、子育て支援の中の2点目、第3子の保育料の無料化ということでお答えをしたいと思います。

これは、実は3人一緒にということではなく、3番目の子供さんは無料でということだろうと思いますが、御存じだと思いますけど、今、保育料につきましては、世帯の所得に応じまして国の方で徴収の基準額というのが決められております。これをもとに市町村で保育料が決定をされると、そういうふうな仕組みになっております。

鹿島市では、所得分に応じまして7階層の所得分すべてに軽減措置を設けております。つまり、国の基準額を下回る保育料ということでやっております。

また、3人以上同時に保育所に通わせる場合は、3人のうちの1人、これは所得に応じて高い方になるか安いになるかになります。3人のうちのお一人さんは無料ということでやっております。これも国の基準では、3人目のうちの1人が無料じゃなく10分の1になりますという基準がございます。ただし、ここの部分は、鹿島市はゼロということでやっておるところでございます。

ただ、先ほどおっしゃられましたように、3人目となりますと非常に経費がかかります。実は、これは16年度の決算の数字で申し上げますと、鹿島市が独自に国の基準より軽減をしている部分というのは、これは、その負担は保護者の部分を市が負担するようになります。

この総額が、16年度決算で約53,000千円ございます。全体的に申し上げますと、保護者の持ち分のうちの17.8%ぐらいを市が補助をしているという状況になります。これを、3人目以降の保育料を無料とした場合で試算をいたしますと、新たに75,000千円という経費がかかるようになります。この試算額といいますのは、児童手当の支給状況をもとに対象者を約350人ぐらいだろうということで試算をしております。

それから保育料につきましては、現在の平均の保育料の月額約18千円でございます。これの分を掛けて約75,000千円、これは全員さんが保育所に通った場合ということでの試算になりますが、そういう状況でございます。

保育料の無料というのも非常に少子化対策の方策としては効果的であるということで思いますが、現在の鹿島市の厳しい財政状況のもとでは実施は大変困難であると、そのように言わざるを得ないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

私の方からは水頭議員の2点目、宝くじ収益金の活用についての御質問にお答えをしたいと思います。

まず第1点目が、オータムジャンボ宝くじの収益金についての御質問でございました。

先ほど言われましたように、オータムジャンボ宝くじは平成13年度から発売されまして、その収益金は都道府県を通じ、市町村数、人口及び販売実績額の割合に応じて各都道府県市町村振興協会に交付された後、各市町村に配分されております。使途につきましては、公共事業その他少子・高齢化対策、地域情報化対策など総務省令に定める事業に活用することとなっております。

そこで、御質問の本市のその交付金額と活用状況についてお答えをいたします。

まず、平成13年度交付金2,376千円、これは国際化の推進にかかわる事業に充当しております。それから、14年度3,169千円、これも同じく国際化の推進事業にかかわる事業に充当しております。それから、15年度3,581千円、これにつきましても国際化の推進事業に充当しております。平成16年3,965千円、これにつきましては国際交流化事業と情報化にかかわる事業について充当をしておるところでございます。次に、平成17年度4,410千円、これにつきましては人口の高齢化、少子化等にかかわる事業に補充をしたところでございます。

次に、サマージャンボについてお答えをいたします。

御質問は、サマージャンボの収益金を活用して佐賀県の市町村振興協会が実施しております貸付事業についての鹿島市の利活用の状況だったと思いますが、これにつきましては、

一番古い時点で借りたのが平成4年の鹿島駅前の自転車駐輪場整備事業に16,900千円を借り入れしております。これにつきましては、もう既に平成16年度で支払い済みとなっておりますのでございます。ほかに、平成7年に地域福祉推進特別対策事業として5,200千円、同じく平成7年度に防災まちづくり事業として19,000千円、それから平成8年度に防災まちづくり事業として25,600千円、同じく平成8年度に北公園の整備事業として148,400千円、同じく平成8年度に蟻尾山公園整備事業として55,500千円、それから平成9年度には、同じく蟻尾山公園の整備事業として57,000千円、そして、平成16年度には肥前浜宿の街なみ環境整備事業分として3,700千円、そして、同じく平成16年度に蟻尾山公園整備事業として22,500千円を借り入れをしているところでございます。その件数は9件で全体的には353,800千円となっておりますのでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

水頭議員の御質問にお答えしたいと思います。

1点目の環境家計簿の導入、啓発についてという質問でございます。

環境家計簿につきましては、今、私どもが各地区からの要請されたごみ問題等勉強会等の折、また出前講座の折等に県で作成されました環境家計簿のパンフレットを用いまして、取り組んでいただくようなお話はさせていただいております。これを、今後もまた続けていきたいと考えております。

それから、2点目の買い物袋持参運動の質問でございますが、確かに新聞によりますと、今国会に改正法が上程されるような記事が載っておりました。この中身につきましては、まだ詳細にはわかりませんが、有料化になれば、確かにごみの減量化にもつながっていくと考えております。それと、買い物袋の有効に使うための手段の一つになるのかと考えているところでございます。

○議長（小池幸照君）

中橋教育次長。

○教育次長（中橋孝司郎君）

水頭議員の環境教育についてお答えをしていきたいと思っております。

この環境教育というのは、もともと昭和23年から言葉としては使われておりまして、この本来の目的として使われ始めたのは、国際的に昭和50年、1975年からということでありまして、

このときに、まず関心を持つ、知識を持つ、それぞれ態度であらわす、技能、評価能力、参加をするというふうな6項目について示されておりまして、これを日本もこの環境教育の中に取り入れているということでございます。近々は1992年、平成4年になると思いますが、

文部科学省が発行した環境教育指導資料の中でこれが具体的になってきていると思います。

それで、現在、鹿島市の取り組みでございますが、もう議員、御承知のとおり鹿島市の小・中学校におきましても、この環境教育については総合的な学習の時間、それから社会科、理科、家庭科などのそれぞれの教科の中で具体的に取り組みを行っています。特に、子供たちに体をもって体験をしていただき、その環境について知識と興味を持っていてもらおうというふうなことでございます。具体的には、それぞれの小・中学校の特色として鹿島小学校ではクリーン大作戦などといって校内、公園等の清掃活動、それから、野鳥の観察等を行っていますし、あと古枝ではたんぼの学校、それから有明海干拓の仕組みとか、それから、森から海への水の旅というふうなことで水の流れについて勉強をしたり、また、そのほかそれぞれ各学校で取り組みをされているところでございます。

それから、もう一つの質問の少子化対策の中での子育て支援について、特に教育委員会関係では幼稚園費の第3子の無料化をということでお尋ねでございます。

これについては、先ほど福祉事務所の保育所関係で話がありましたように、幼稚園の方も、現在、これは第1子から第3子以降についてという分け方がございまして、また、その所得に応じて5階層に分かれています。例えば、生活保護法の規定によって保護を受ける人、それから当該年度における市民税が非課税の人、それから市民税の所得割が非課税の人、それから市民税の所得割課税額が17,200円以下の世帯、それから市民税の所得割課税が124,400円以下の世帯というふうな5段階に分かれていまして、この幼稚園の保育料といいますか、これも二つに分かれていまして、入園料ということで年間17千円から21千円程度をいただいている園があります。また、月々に19,700円から19,500円というふうな12カ月分、こういうふうな保育料が取られておりまして、平均して250千円弱ぐらいでございます。

それで、現行の制度でも、先ほど言いました段階の中で第3子の場合ですね、3人以上の場合で254千円から237千円の助成が出ております。そういう意味でいいますと、3人目は大体無料のような形になっておりますけれども、幼稚園の場合は、特に4歳から6歳の3年間でございます。だから、そこで第3子といいますと、毎年、年子を持たなければ該当しないような状況で、その3人目ということになります。だから、これを議員が申されます、例えば、同じ園に3人じゃなくて3人目の子供にという形でとれば、今のところ、その制度には該当しません。

しかし、今度18年度から文部科学省で計画をされているのは、第3子が小学校1年生であっても、そのカウントに入れるというふうな制度が検討をされています。

しかし、これを見ても、やはり広がりますけれども、補助率が下がっておりますので、どうも世帯の恩恵を受ける額としては余り変わらないんじゃないかなというふうな見方を今しているところでございます。

○議長（小池幸照君）

4 番水頭喜弘君。

○4 番（水頭喜弘君）

今からは一問一答で聞いていきたいと思います。

まず最初に、福祉行政の中の耳マークの件ですけれども、ありがとうございます。今、この御答弁の中で、県庁には、もう今言われたとおり、12月からですかね、各教育委員会全所属、それから県立学校とか県警本部や全警察署など、いろいろずっと各地でしてされているということが、ここに設置というお知らせが来ています。

それで、著作権が全日本難聴者中途失聴者団体連合会にありますので、そこに申請等を、今準備を行っているということで、答弁をいただきました。これが、許可がおりたら市の全施設に設置の予定という、ありがたい答弁を今いただきました。

それで、この許可がおりたら早速つくられると思います、この耳マークをですね。この耳マークの表示板について、結局、許可がおりて、作成されるときどのようなあれで作成されるのか。要するに、僕が言いたいのは、県は外部に発注して作成されているわけですよ、その点のお考えをどのように考えておられるのか。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

今、手続をしているというところまで申し上げましたが、今現在、協会の方とお話をしまして、文書、あるいはメールといいますか、パソコン上でそういうふうな申請書でもいいからということでの手続をするようにしております。

その中には、枚数とかサイズ、それから利用の目的、そしてどこに設置をするのか、そういうことが必要になります。そこら辺を今、内部検討をしているというところでございます。

設置を外注にするのかどうするかということでございますが、一応外注にするか、それとも手づくりで私たちがつくるかというのは、経費等を勘案しながら今後、検討していきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

4 番水頭喜弘君。

○4 番（水頭喜弘君）

今、申請中ということで、その先のことはどうするかということですが、外注か、自分たちの手づくりでやるのかということで答弁いただきました。

県からいただいた資料ですけれども、この中で、ここに耳マークの表示板の設置は知的障害者授産施設に頼んでいると。作成時受注が経費で56,680円という、ここにちゃんと資料を

書かれています。だから、そんなに高くはかからないんじゃないかと思って参考までにしておりました。

それで、話は前後しますけれども、要するに、今、課長が僕の質問の中で窓口に見えられたときのカードは、こういう裏表に書いてあるカードじゃないかと思うんですけど、例えば、こういうことを書いてあります。「耳が不自由です。お手数ですが筆記してください」と、ですね。今度、裏の面には「はっきり口元を見せて話してください。耳が不自由です」、このことでしょうか。これじゃなかですかね。今、個人で持たれているのは。個人で持たれているんですかね、全部。それとも、まだ持たれていない方がおられるとですかね。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

先ほどの手帳所持数というのは、あくまでも障害者の手帳をお持ちの方の人数を申し上げました。

実は、先ほどお示しいただいたカードの分とはちょっと違うかもしれませんが、実は、うちの方も電話お願い手帳というのがございます。これは、実はNTTさんの方からおいただきました分で、これは聴覚の障害者用で電話ができないとき、電話をかけてくださいとか、ほかにおなかが痛いですから連絡してください、急病ですと、そういうふうなページを開けば出るような、こういうふうな手帳をおいただきしています。実はこれ、3月1日号の市報の方にも御案内を申し上げておりますし、身障協会の方にも御連絡をいたしまして、希望者がいらっしゃいましたら、うちの方にはございますからということで、今回50冊いただいております。これは毎年やっておりますので、ちょっとまだ、ことしの分については、うちの方にお見えいただいていないんですが、こういう手帳をお持ちの場合は、出していただければ、そういうふうな対応をしているということでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

わかりました。それで、表示板の設置、またちょっと話は最初に戻りますが、この表示板の設置で、今いろいろと検討を考えはされていると思うんですけども、将来的に、例えば、これが許可がおりていよいよとなった場合に、今度は、先のことになると思うんですけども、要するにこのマークの普及の意味は、公共の窓口等を利用しやすいように、また不便の解消をしたり、また聴覚障害者の実態を社会一般が認知し、理解を深めていくことになると思われるわけですね。

そういう中で、例えば、県でも今やっている、市内の銀行や郵便局、また医療機関などの呼びかけを、積極的に耳マークを設置するように、そういうふうに将来的には考えをさせていただければ幸いと今思っていますので、このことも踏まえて、ぜひ取り組みをよろしくお願いします。

次に、環境問題について伺います。

今、環境家計簿ですね、これはいろいろいろいろな会合で、今、県の環境家計簿を作成されたものを使用しているということで答弁をいただきました。

佐賀県版が、ここにネット上で僕も家計簿を探してみました。暮らしのCO₂チェックというあれで、私たちの生活ということではいろいろここに電気、都市ガス、これはLPガスですね、それから上下水道、それから灯油、ガソリン、ごみ、CO₂排出量の合計ということで使用量にCO₂の排出計数を、ちゃんとここに掲げてありますので、それを計算したらCO₂を幾ら排出したかということがわかるようになっているわけですよ。ここにも、「地球温暖化は二酸化炭素CO₂の排出が主な原因の一つです。私たちは家庭の中でどのくらいのCO₂を排出しているのでしょうか」ということで、ここに書き添えて環境家計簿を作成されているんですけども、今現在は県のとを使っておられる。それは、もうどこでも県のとでもしかり、とにかくこの調べる量は、とにかく簡単で簡潔でだれでも使いやすい、そういうものをしていただいたら何も問題はないと思います。

そういうことで、これを窓口あたり、例えば市民課とか、そういう1階でもいいし、とにかく窓口あたりにこれを置いて、そしてこれを自由におとりくださいとか自由に使ってくださいと。そして、そこで意識啓発が高揚していく考えはないでしょうかね。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

環境家計簿を庁内に置いてはどうかという御質問でございますが、先ほど申しました、私どもは、県の家計簿を利用いたしております。中身につきましては、今、議員がおっしゃられたような項目でございますが、今、庁内にはいろんなパンフレットが置いてございます。

その中で、やっぱり配置場所、例えば、担当課に置くにしても市民課、1階に置くにしても、配置場所も含めて置くことにはやぶさかではございませんが、そういったところで検討をしてみたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

配置場所を講じていろいろということですけども、事、我々が今まで放置してきたものがこういう、要するに地球温暖化の現象を招いたということで、これは今、全世界的にも

こういうことで取り組みがなされているわけですよ。

そういう中で、当市としても、ぜひ意識高揚、要するに啓発ですか、そういうものをお願いしていきたいというのが今回の質問をした次第でございます。

いろいろとそういう中には、各市町村でも取り組みはいろいろされているのは現実でございます。今、課長が答弁された中で、こういうことも踏まえて、また使用等でも、いろいろとこういう環境に対する、とにかく温室効果ガスの排出削減を訴える、そういうものを市民の皆さんに、やっぱり訴えていく、また、それを今度は取り組んでいくということは、これは、僕は大事じゃないかと思うわけです。

そういう中で、この環境家計簿の、これをやっぱり、結局は苦にならないで、とにかくあんまり項目が多かったら苦になると。そういう中で、1年と言わずとも、例えば、1週間単位で、こういうネット上で探し当てたところ、1週間単位で書いてあるところもあるわけですよ。だから、それでもいいし、まず最初に、こういうことをやっていくということが一番大事じゃないかと思います。この問題に関しては、何年か前の僕の一般質問でも出しました。そういう中で、多分、課長も御存じと思うんですけども、ぜひこの取り組みをお願いしておきます。

次に、買い物袋持参運動ですけども、新聞紙上でレジ袋の有料化承認ということで5円から10円ということで新聞に載っていたわけですよ。今、課長が言われたとおりです。

今の答弁では、有料化になれば減量化につながるのではという答弁をいただいたんですけども、まず最初に、全国各自治体でかなりのレジ袋の使用がなされて、年間 300億枚ですね、これは大型袋に換算してと今僕が言ったんですけども、じゃ、まずちょっと最初に鹿島市で、おおよそでよかです、レジ袋の使用枚数ですかね、そういうとがわかれば。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

質問にお答えいたします。

先ほど質問の中で議員が申されました全国で約 300億枚というふうなことを申されましたけれども、実際に、市内でレジ袋をじゃあ何枚使っているかというのは、これはなかなか調べるのは困難でございまして、全国的な平均枚数というようなことからはじき出しますと、大体国民1人当たり年間 300枚と言われておるわけでございます。この人数につきましては、全員ということではなくて、乳幼児等を除いた数字というようなことになっております。これを当市に当てはめますと、3万人と仮定しますと約 900万枚ぐらいになろうかと思っております。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

わかりました。枚数は大体のところはお聞きしましたけれども、市内では、このレジ袋をノーレジ袋運動ということや、何かそういう取り組みを、期間を設定してとか、何かしてやられているところがあるとしたら、されているのか、そのあたりをちょっとお伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

取り組みにつきましては、御存じように、平成13年度に買い物袋を配付いたしまして14年からキャンペーンというふうな形でやっております。昨年度につきましては、10月1日に市内のスーパー5店でございますけれども、ここで買い物袋持参運動のキャンペーンをやっております。また、3月には女性の集いというようなことで催し物がございますけれども、この会場、市民会館の前でもそういったことでキャンペーン活動をいたしておるところでございます。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

いろいろキャンペーンをなされて買い物袋ですか、この件に関しては、鹿島市で独自に買い物袋を作成されて、何かムツゴロウですか、何かのマーク、キャラクターを入れられて作成されたことで一時は各スーパー、僕はあんまり行かないんですけども、何か話に聞けば、余り持参されている方が最近は少なくなったというか、余り見かけないようになったというものを聞いています。取り組みをされている方はされていると思います。

そういう中で、話は前後するんですけども、要するに、ごみの減量化に僕はつながっていくと思うわけですよ。そういう中で、せっかく鹿島市でお金をかけてつくられて、まだ各家庭には、やっぱり持っておられると思います。そういうのを、やっぱり今回質問させていただいたのは、この持参運動の環境への配慮の意識の普及をということで、今回質問をさせていただきました。

この改正容器リサイクル法ですかね、これが、いつかラジオで聞きましたけれども、日本古来のふろしき文化の復活をさせようということ、ちょっとそういうものを耳にしたわけですよ。やっぱり昔はふろしきを持って、そして行くというのが、我々もう小さいころはそういうのをした経験があります。せっかくそういう中で、そこもせっかくの中でこういう市特製の、市の自製の袋をつくられていますので、それをぜひ利用されるように、そういうものも呼びかけをしていただきたいと思いますので、どうかこの点もよろしくお願いします。これはもう答弁は結構です。

それで、次に、環境教育ですけれども、現在、いろいろ小・中学校で総合的な学習の中、または社会、理科の中でいろいろと取り組みをされているということで身をもって体験をするということは、これは必須じゃないかと思います。そういうことで、もう十分わかります。

要するに、環境教育の根本は、我々の生活が自然生態系によって根本から支えられ、その保全再生が人間や生物の生存にとって不可欠であることを実感することに尽きると思います。一人一人の価値観の転換を図るとともに、環境問題の重要性を普及、啓発し、環境問題を解決できる人材の育成が急務となっています。

そういう中で、この環境保全、環境教育推進のため、実は、この持続可能な開発のための環境教育を通しての本市の、大きく言えば環境月間というんですかね、そういうものを推進してはどうかということで、大きい意味で、例えば、日にち、時間、期間を区切ってもいいです。

それから、2点目に県内の環境施設の見学、また自然の中での活動を親子で体験、環境問題について親子で考える機会の提供を目的に親子エコスクールの開設等の推進をと思います。その点について何かあったら所見をお伺いします。

○議長（小池幸照君）

中橋教育次長。

○教育次長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

親子でそういう環境の問題について取り組みをするということでの今の活動内容でございますが、先ほど申し上げましたのは、学校の教育の中での一つの取り組みでございます。

それとあわせて、今、各学級活動並びに学年活動の中で親子でそれぞれの取り組みもなされています。また、最近では菜の花のプロジェクトということで、今、菜種を栽培しながらという一つの団体でもございますが、それは親子で参加をしながら取り組みをやっている状況もございます。また、今度21日にありますけれども、山の日ですね、海の森の植樹のときも親子参加というのも幾らか見られてきているようでございます。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

環境への理解、あるいは啓発等につきまして、次世代を担う子供たちには、もう当然、不可欠なことだということは、もう着実に取り扱っていかなければならないというのは、もう言うまでもないことかと思えます。

今、議員御指摘のことは、最初に次長の方から申しましたように、基本的に考え方として二つあるわけで、一つは、環境教育というのは学校だけではないということですね。学校もちろんそうですけど、家庭、地域それぞれにおいて行われなければならないというのが

一つあります。もう一つは、子供たちだけではないということです。いわゆる幼児期から高齢者まで、あらゆる年齢層に応じて体系的に行われなければならない、もうこれが基本なんです。

そういう意味で、今おっしゃったように、例えば地球温暖化であるとか、E S Dのことです。もう一つは。その辺につきまして、やはり趣旨とか目的は、まずは私ども自身がしっかり把握をする必要があろうかというふうに思います。まずは子供たちによく伝わり、そのことが浸透するような教育をしながら、小さいときからそういう啓発を図ることはもちろんでありますけれども、懸念をされております大人自身の考え方といいますか、あるいは行動、こういったものにも当然、疑問を呈する面というのは多々あるわけでありますので、御提言の趣旨というのは十分参考にしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘議員。

○4番（水頭喜弘君）

ありがとうございました。

次に、宝くじの件について、収益の活用についてですけれども、さっきいろいろ事業の内容、また、配分金のことについてはお聞きいたしました。鹿島市でも、サマーは9件にわたって貸し付けの利用、これを有効に利用されているということで、また、オータムに関しても、今いろいろ金額とそれから充当金の事業の内訳ですか、これもお聞きしました。このことに関しては課長の方より、また、前もって資料の方をおいただきして、その中でありがとうございました。

ちょっとはつきりわからないんですけど、これは特定財源ですか、それとも一般財源化されているんですかね。いや、特定財源で来てなのか、このあたりがわからないもので、ちょっとお知らせください。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

お答えをいたします。

この使途につきましては、先ほど議員も言われましたように、地方財政法の第32条に規定する事業、これに使ってくださいというような形で交付されるものと私どもは理解をしております。

主に言いますと、この事業の中の例としては国際交流その他、地域の国際化の推進にかかわる事業とか、あるいは地域における人口の高齢化、少子化等に対応するための施策に係る事業、その他大規模な風水害とか、地震とか火災とか、かんがいとか冷害等の災害対策及び

これらの災害の予防にかかわる事業とか、そういったもろもろの事業に使ってもいいと。しかし、すべてではないということですね。ここに規定された分について使ってくださいという意味で交付されるものでございます。

○議長（小池幸照君）

4 番水頭喜弘君。

○4 番（水頭喜弘君）

わかりました。32条に規定する範囲内で、この中身でこういう今10ですかね、この中でこういうふうに、中に定めた中で使っていくということで、それで、この事業期限を平成何年までという、その期限があるわけですね。例えば、今言われた国際交流のためは平成19年度とかですよ、それから少子化対策には平成20年とか、いろいろ期限を切って一応されていると思うんですけども、ここでちょっとお尋ねですけども、さっきから少子化のことをずっと僕は言ってきたんですけども、この平成17年に、要するに基金を取り崩して、そして今回、サマージャンボの収益金の配当金の充当がされているわけですね。これは今回初めて、要するに今まではずっと積み立ててきたけれども、今回初めてこれが実行されたわけですね。それで、この金額が、要するに36,773千円、そしてこのオータムが 4,410千円、合わせて 4,000何百万円ですか、これだけが今鹿島市に来ているとですかね、来ると思うんですよ。これの使い道等はいろいろと、ここの課長からいただいた中でこういうものを掲げてあります。

そういう中で、ちょっとお尋ねですけど、やっぱりこういう中で今少子化に、そういうものに使う考えですかね。要するに、17年度はもうここで設定されているわけですよ。じゃあ、お尋ねしますけれども、18年度もこういうふうにして計画があるとはですかね。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

お答えをいたします。

17年度は、先ほど申されましたように、サマージャンボを積み立てた基金を取り崩して約36,000千円ほどが鹿島市に交付されたと、このようなことが来年度もあるのかという御質問だと思いますけれども、一応計画では、来年度も積立金等々を考慮しながら、その残金については交付をしていきたいという決定がなされているようでございます。

○議長（小池幸照君）

4 番水頭喜弘君。

○4 番（水頭喜弘君）

来年度もあると、これをずっとしていったら、かなり今度は貸付金がなくなってくると、基金もなくなってくると思うんですけども、18年度は多分あるということで、19年度に

についてはあれですけども、18年度が約 1,018,000千円、大体僕の、ちょっといろいろ聞いた計算によれば、金額はそれだけ来るわけですよ。これを市長、要するに少子化対策に、今僕が少子化に対してはいろいろ——橋爪議員のですかね、第4次総合計画の見直しの中で定住人口、それから少子・高齢化に重点的にという考えを言われました。そういう中で、こういうふうに使っていくとか、そして、これを有効に活用してくださいということで、この事業の内容にも10の中にも載っていますので、そういう考えはありませんか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

一般財源か、あるいは特定財源かと言えば特定財源です。

ただ、昨日も何かのときに申し上げましたが、一般的に議員おっしゃっているような施策については、経常経費化するおそれがあるんですね。毎年、こういう決まって出るお金。

しかし、今の宝くじ益金については、基金を崩してやっていますから、これはもう、今年度と来年度、再来年度どうなるかわからんと、こういうたぐいのものですから、そのあたりが財政的に言えば、経常化するものについて充てられるかどうかと。だから、中長期に考えにやいかんと、こういうことになります。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

おっしゃられるものは十分わかります。

もう時間もありませんので、この少子化対策と一緒にこうして質問をさせていただきますけれども、例えば、少子化の就学前の無料化の助成事業に関しても、例えばですよ、ずっと県内の7市と、それから各町の3月1日現在で資料を取り寄せた中で、例えばですよ、小城市あたりでは、要するに、就学前まで全疾患、それで開始が平成17年の3月ということで、自己負担分の2分の1相当額を助成しているわけですよ。それから、例えば、ほかのところでも4歳未満児までとか、例えば鳥栖市は4歳未満児とか、いろいろ歯科のみとか、全疾患とかあるわけです。だから、こういうふうにしてよその自治体でも、この苦しい中でも少子化に対しては物すごく力を入れて、これが将来的には、何ですか、この鹿島市、鹿島市を背負っていかれる、そういうものを育てていくということは一番大事じゃないかと思います。こういうふうに予算もつけられています。

今、市長が答弁された中で、いろいろそういうことがあります。宝くじの場合、一時的に、来年までは来ると、18年度までは来るけど、19年に関してはわかりませんと。また、話し合いのもとでどうされるか。

ただ、理由としては、基金の借入れのためにためておいて、そして、貸し付けを使って

いくという、そういう理由もいろいろ理事会の中で言われたということも聞いています。

そういう中で、中長期的に見ればそうかもしれないけれども、じゃあ、いろいろ県内の紹介をしましたけど、この少子化に対して、もう最後です、市長、これに対して、どのようにとらえておられますか、それだけお聞きして終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

昨日も答弁しましたように、第4次総合計画の基本計画、この部分の改定のところで少子化、あるいは高齢化、あるいは定住化、こういうものは一番大きなキーワードにしたいと、こういうふうに申し上げましたが、そういうことで市政の一番大きな重点的な施策になっていくと、こういうふうに考えております。

○議長（小池幸照君）

以上で4番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。次の会議は明8日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

午後3時21分 散会